

特別史跡安土城跡整備基本計画



令和5年3月

滋賀県文化スポーツ部文化財保護課

特別史跡安土城跡整備基本計画

令和5年3月

滋賀県文化スポーツ部文化財保護課

序

安土城は、織田信長が天下統一の拠点として、この近江の地に、当時の技術と文化の粋を集め築いた天下無双の大城郭で、信長の天下布武の理想を日本全国に、そして世界へと知らしめる拠点となった場所です。その豪壮華麗な姿は、天正遣欧使節と共に海を渡りバチカンへと届けられ、未だ発見されない「安土山図屏風」とともに遠くヨーロッパにも伝わり、幻の城として今も多くの人々の関心を呼んでいます。

城は、築城開始からわずか10年で廃城となりますが、豊臣時代以降、信長の菩提寺である摠見寺が受け継ぎ、今も信長の墓所と共に菩提を弔いながら守り続けられています。その間、大正15年に史蹟、昭和27年には特別史跡に指定され、城郭史上屈指の城として、国民共有の文化財として多くの人に親しまれています。

滋賀県では、「特別史跡安土城跡」を将来に向けて保全し、その価値や魅力をより多くの人々に知ってもらうため、これまで昭和から平成にかけて調査・整備を行ってまいりました。このたび事業に携わった多くの先人たちの思いを絶えることなく受け継ぎ、安土城を次なる世代に引き継いでいくため、令和の時代にも新たに調査・整備事業に着手することとし、本計画を策定いたしました。今後はこの計画に基づき真摯に事業に取り組み、「特別史跡安土城跡」を永く後世に伝えてまいります。

なお、計画の策定にあたり、特別史跡安土城跡整備基本計画策定検討会議、文化庁文化資源活用課をはじめ、多くの方々の御指導・御協力を賜りました。特に、土地所有者摠見寺様には計画の趣旨をご理解いただき、全面的な御協力を頂戴しました。

ここに感謝の意を表します。

令和5年3月

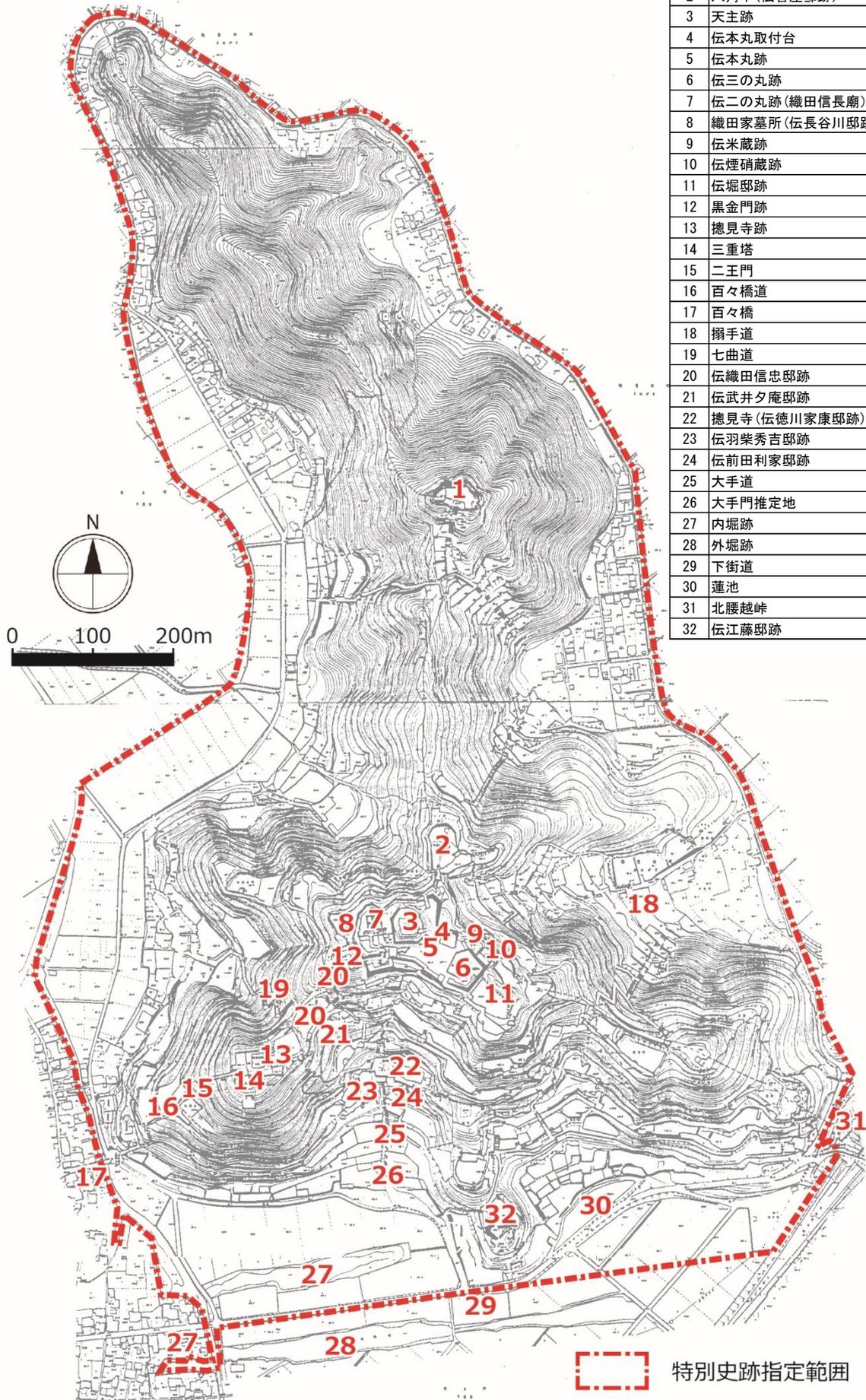
滋賀県知事

三木大造

例 言

1. 本書は、滋賀県が策定した特別史跡安土城跡の整備基本計画をまとめた報告書である。
2. 本計画策定事業は、国庫補助事業（歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費）の適用を受け、令和3年度・令和4年度事業で実施した。
3. 本書は、「特別史跡安土城跡整備基本計画策定検討会議」を設置・開催し、専門的見地からの指導を受けつつ滋賀県が策定したもので、策定にあたっては文化庁及び近江八幡市・東近江市をはじめとする関係機関、土地所有者である摠見寺、地元である近江八幡市安土町下豊浦区、東近江市きぬがさ城東地区からの指導・助言を得た。
4. 本書で使用した写真や図版のうち、各機関から提供していただいた写真及び図版資料はそれぞれに注記をおこなっている。特に注記のないものは滋賀県が作成、または所蔵する資料である。
5. 本文中で使用している地名等については、絵図、文献等に見られ、一般的に使用されているもので、冒頭に「安土城内主要地名図」、「安土城下町跡概要図」として示した。
6. 本書は、株式会社 空間創研の協力を受けて、滋賀県文化スポーツ部文化財保護課が執筆・編集した。

番号	地名
1	薬師平
2	八角平(伝菅屋邸跡)
3	天主跡
4	伝本丸取付台
5	伝本丸跡
6	伝三の丸跡
7	伝二の丸跡(織田信長廟)
8	織田家墓所(伝長谷川邸跡)
9	伝米蔵跡
10	伝煙硝蔵跡
11	伝堀邸跡
12	黒金門跡
13	摠見寺跡
14	三重塔
15	二王門
16	百々橋道
17	百々橋
18	搦手道
19	七曲道
20	伝織田信忠邸跡
21	伝武井夕庵邸跡
22	摠見寺(伝徳川家康邸跡)
23	伝羽柴秀吉邸跡
24	伝前田利家邸跡
25	大手道
26	大手門推定地
27	内堀跡
28	外堀跡
29	下街道
30	蓮池
31	北腰越峠
32	伝江藤邸跡



安土城内主要地名図

目 次

第 1 章 計画策定の経緯と目的

1-1	計画策定の経緯	1
1-2	計画の目的	2
1-3	計画対象の範囲	2
1-4	計画検討（検討会議）の体制と検討経過	3
	（1）計画検討（検討会議）の体制	
	（2）計画検討の経過	
1-5	上位計画・先行計画と関連計画の整理	6
	（1）本計画と上位計画等との関係性の整理	
	（2）上位計画における位置づけ	
	①滋賀県文化財保存活用大綱	
	②近江八幡市文化財保存活用地域計画	
	③東近江市文化財保存活用地域計画	
	（3）先行計画の概要とこれまでの流れ	
	①特別史跡安土城跡保存管理計画	
	②特別史跡安土城跡環境整備基本構想	
	③特別史跡安土城跡環境整備基本計画（案）	
	④特別史跡安土城跡保存管理計画書	
	（4）その他関連計画の概要	
	①滋賀県基本構想	
	②近江八幡市第 1 次総合計画	
	③第 2 次東近江市総合計画（基本構想及び前期基本計画）	
	④近江八幡市都市計画マスタープラン	
	⑤東近江市都市計画マスタープラン	

第 2 章 計画地の環境

2-1	自然的環境	16
	（1）地形	
	（2）地質	
	（3）気象	
	（4）植生	
	（5）自然災害の想定	
2-2	社会的環境	19
	（1）行政区と居住人口	
	（2）産業	
2-3	利用環境	21
	（1）交通アクセス	
	①自家用車・貸切バス	

	②鉄道等	
	(2) 特別史跡安土城跡の周辺の歴史文化施設	
2-4	関連法規および関連計画	24
	(1) 関連法規	
	(2) 関連計画	

第3章 史跡の概要

3-1	史跡指定の状況	34
3-2	史跡の概要	38
	(1) 安土城の歴史	
	①築城以前	
	②築城から廃城	
	③廃城後の歴史	
	(2) 廃城後の環境の変化	
	①江戸期の環境	
	②明治・大正期の環境	
	③昭和前期の環境	
	④昭和後期の環境	
	⑤平成期の環境	
	(3) これまでの発掘調査の概要	
	①昭和15～16年度の発掘調査	
	②昭和35～50年度の発掘調査	
	③平成元～18年度の発掘調査	
	(4) これまでの環境整備の概要	
	①昭和4～6年度の整備	
	②昭和15～16年度の整備	
	③昭和35～50年度の石垣修理	
	④平成4～20年度の復元整備	
	(5) その他の調査	
	①石垣悉皆調査	
	②文献調査	
	(6) 未発掘調査地・その他の状況	
	①安土山北部	
	②安土山北部の山麓	
	③城下町	

第4章 特別史跡安土城跡の本質的価値と構成要素

4-1	史跡等の本質的価値	63
4-2	史跡の構成要素及び周辺地域の歴史的景観を構成する諸要素	63
	(1) 史跡の構成要素	
	(2) 周辺地域の歴史的景観を構成する諸要素	

5-8	課題のまとめ	94
(1)	公開・活用のための調査・整備の課題	
(2)	史跡の保全、景観の保持のための課題	
(3)	遺構等保存に関する課題	
	①石垣、礎石、石段等の露出遺構の保存に関する課題	
	②歴史的建造物群等の保存の課題	
(4)	公開・活用に関する課題	
	①動線および園路に関する課題	
	②サイン等情報提供に関する課題	
	③便益施設の設置に関する課題	
	④公開区域の安全管理のための課題	
(5)	管理・運営に関する課題	
	①維持管理の課題	
	②管理・運営の課題	
	③組織体制と連携の課題	

第6章 整備の理念と基本方針

6-1	整備の理念と目標	97
6-2	整備基本方針	98
(1)	全体整備方針	
(2)	ゾーン別整備方針（『基本構想』より）	
(3)	整備事業に必要となる調査等に関する方針	
(4)	個別遺構整備方針	
	①礎石・遺構面・石段に関する方針	
	②地下遺構に関する方針	
	③石垣に関する方針	
	④地形、縄張りに関する方針	
	⑤建造物群の復元的整備に関する方針	
(5)	公開・活用に関する方針	
	①動線計画に関する方針	
	②案内・解説等に関する方針	
	③樹木および修景に関する方針	
	④地域全体における有機的な整備活用に関する方針	
(6)	管理・運営に関する方針	
	①維持管理の方針	
	②管理・運営の方針	
	③組織体制と連携の方針	

第7章 整備基本計画

7-1	整備基本計画	103
7-2	整備事業に必要となる調査等に関する計画	103
	(1) 発掘調査	
	①整備に伴う発掘調査	
	②遺構の性格を把握するための発掘調査	
	(2) 文献・絵図等調査	
	(3) 石垣調査	
	(4) 過去の整備記録等の整理	
7-3	個別遺構整備に関する計画	106
	(1) 礎石・遺構面・石段に関する計画	
	(2) 地下遺構に関する計画	
	(3) 石垣に関する計画	
	(4) 地形、縄張りに関する計画	
	①雨水排水	
	②植生	
7-4	公開・活用のための計画	109
	(1) 動線計画	
	(2) 案内・解説等に関する計画	
	(3) 植生および修景に関する計画	
	①日常管理	
	②植生調査	
	③石垣や切岸(斜面や土壌)、遺構保護のための植生	
	④景観・眺望のための修景	
	⑤自然環境の維持のため生態系・多様性を守るための植生	
	(4) 地域全体における有機的な整備活用に関する計画	
	①「幻の安土城」復元プロジェクトにおける安土城の整備	
	②県道のバイパス計画と安土城跡の整備	
	③駐車場、ガイダンス施設等便益施設等の位置づけ	
7-5	管理・運営に関する計画	115
	(1) 架設計画	
	(2) 維持管理	
	(3) 管理・運営	
	(4) 推進体制と連携	

第8章 事業計画

- 8-1 ゾーン別全体計画に基づく地区ごとの事業計画……………119
 - (1) 大手道周辺地区(既整備地区の再整備)
 - (2) 天主台周辺地区
 - (3) 主郭部周辺地区
 - (4) 旧摠見寺・百々橋道地区
 - (5) 南面内堀・外堀地区
 - (6) 搦手道地区
- 8-2 事業計画と期間……………132
 - (1) 短期計画：令和5年度(2023)～令和9年度(2027)
 - (2) 中期計画：令和10年度(2028)～令和14年度(2032)
 - (3) 長期計画：令和15年度(2033)～令和24年度(2042)

参考資料

- 主な参考文献……………139

第1章 計画策定の経緯と目的

1-1 計画策定の経緯

安土城は、天正4年(1576)織田信長の命によって築城が開始されたが、天正10年(1582)の本能寺の変の後に天主を始めとする主郭部が焼失し、天正13年(1585)に廃城となった。廃城後は、明治4年(1871)の上知令で一時期国有地化された時期もあったが、豊臣秀吉時代から江戸時代を通じて、織田信長が山内に建立した惣見寺が今日まで境内地として安土城跡を含む安土山全山の保全管理をしている。

この間、明治34年(1901)に惣見寺三重塔が、明治37年(1904)には二王門が古社寺法による特別保護建造物(昭和25年に重要文化財)に指定され、大正15年(1926)10月には安土城跡が史蹟名勝天然記念物保存法による史蹟に指定された。昭和3年(1928)に滋賀県が管理団体に指定され、昭和27年に文化財保護法により特別史蹟に指定された。

山内の整備は、江戸時代、日野仁正寺藩の領地であったことから100回忌等の節目に信長御廟への参拝路の清掃や石段修理が仁正寺藩でなされたほか、幕末の安政年間に惣見寺本堂等が焼失した際には、現在の位置に新たな石垣を築き、仮本堂を移す等の整備が行われた。

史蹟としての整備は、滋賀県が管理団体に指定されて以降、安土保勝会(当時)とともに、昭和4~6年にかけて大手口・百々橋・東門口に徳富蘇峰揮毫の「安土城址」と記された標柱のほか、山内に郭跡名を記した石柱が建てられ、伝二の丸跡の石段・石垣の修理、登山道の修理などが行われた。

昭和15・16年には、安土城跡の中核部に初めてメスが入れられ、城郭の発掘調査としても草分けとなる調査が、天主跡および伝本丸跡で実施され、礎石群がほぼ完全な姿で検出され、現在も露出展示されている。その後、昭和35年から第1次5ヶ年計画として伝黒金門から伝本丸跡入り口までの崩壊土の除去、樹木の伐採、伝黒金門跡や櫓台石垣復元修理が行われ、その後も継続して天主跡や伝三の丸跡の石垣復元修理が昭和50年代まで実施された。

昭和44年からは、特別史蹟安土城跡、史蹟観音寺城跡、史蹟瓢箪山古墳、史蹟大中の湖南遺跡の4ヶ所の史蹟を計画範囲に取り込んだ「近江風土記の丘」建設事業が始まり、その関連で安土山南麓部の一部を公有化したほか、城内に案内板、説明版が設置され、「近江風土記の丘資料館」が造られた。昭和53年には遺構分布調査が行われ、1/1000の城跡実測図を作成し、搦手口周辺の公有化をしたほか保存管理計画を策定した。

昭和62年には、安土城天主復元の議論が沸き上がり、その中で近江風土記の丘活性化懇談会が設置され、「風土記の丘再整備」の提言がなされ、あらたに平成元年度から20年計画で調査整備が実施されることになった。

平成4年度には、風土記の丘再整備を受け、県立安土城考古博物館が開館し、同年、安土城郭調査研究所が発足し、平成2年度に策定した「特別史蹟安土城跡環境整備基本構想」に基づき発掘調査と環境整備を平成19年度まで実施した。その後、滋賀県は財政危機に陥り事業を停止し組織を解体、史蹟の維持管理のみに終始してきたが、社会的情勢の変化等周辺環境も変わってきたことから、昭和53年度に策定した保存管理計画を策定しなおすこととし、平成27年度までの2ヶ年をかけて新たな保存管理計画を策定した。

平成31年度、「幻の安土城」復元プロジェクト事業として提案された三度目の天主復元検討課題に対し、安土城跡は史蹟としての価値を将来に向けて継承を図っていくため新たな保全と活用が迫られることになり、令和の大調査・整備計画の推進を図るため本計画の策定に至った。

1-2 計画の目的

特別史跡安土城跡整備基本計画（以降、本計画と称す）は、特別史跡安土城跡とこれに関連する地域や施設を対象として、史跡の本質的価値を将来に向けて継承していくために、保存・管理と整備・活用を進めるにあたっての諸条件と課題の整理を行い、適切な保存活用事業の実施に向けた今後の計画を示すことを目的とする。

本計画では、『特別史跡安土城跡環境整備基本構想』（平成3年3月）、『特別史跡安土城跡保存管理計画書』（平成28年3月）、『滋賀県文化財保存活用大綱』（令和2年3月）、において定められた事業の方針・方向性・目標を踏まえ、実現性の高い事業内容及び実現のための方策を示すものとする。

また、計画を策定するにあたっては、平成31年度から実施している「幻の安土城」復元プロジェクト事業としての、「安土城の実像の解明と現地の保全」、「安土城の見える化の検討」、「安土城復元に向けての機運醸成」の3つの柱とも整合させるものとする。

1-3 計画対象の範囲

本計画で検討する範囲は、特別史跡安土城跡の指定区域と追加指定対象地である外堀（五反田川）およびその周辺とするが、安土城跡の本質的価値を証明・保存するために必要な説明に当たっては、城下町を含めた周囲の環境全体にも触れることとする。

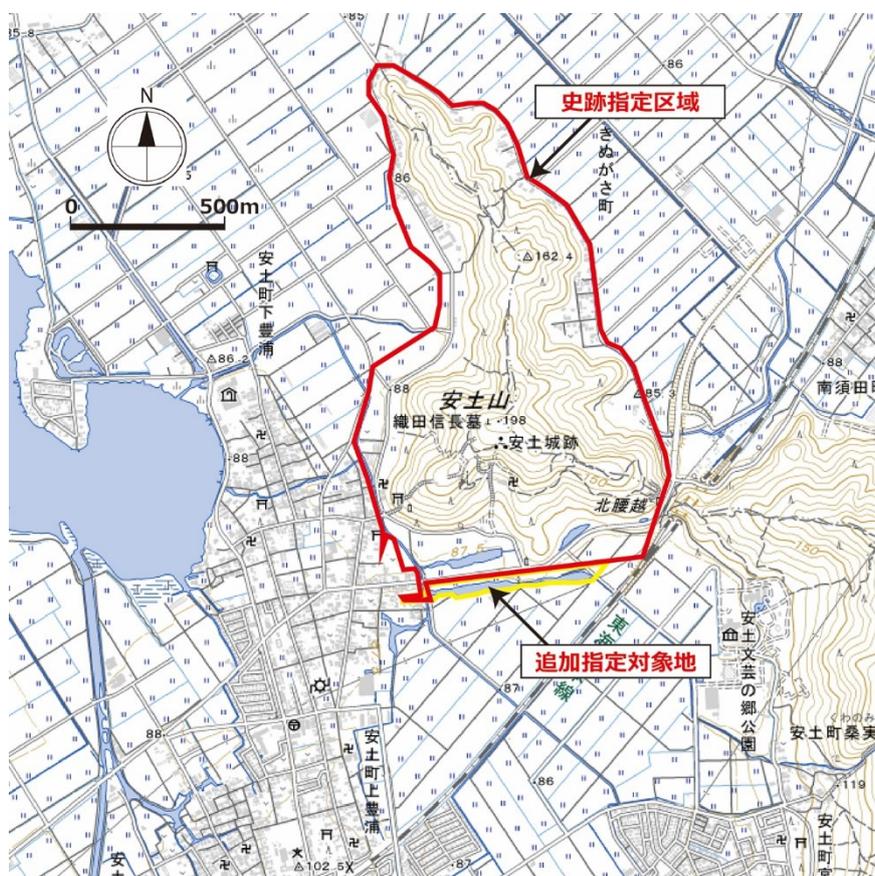


図 1-1 指定地及び計画対象の範囲
(国土地理院ウェブサイトの図を使用し、加工)

1-4 計画検討（検討会議）の体制と検討経過

(1) 計画検討（検討会議）の体制

本計画は、適正な計画策定のため、歴史、考古、建築、都市計画、環境、土木の各分野の学識経験者と土地所有者、地元関係者、地域行政の代表者からなる「特別史跡安土城跡整備基本計画策定検討会議」を設置し、その指導・助言を受けながら策定した。また、事業の円滑な推進のため、関係機関をオブザーバーとした協力体制をとった。

検討会議委員（敬称略・順不同）

氏名	職	分野	期間
おわだてつお 小和田哲男	静岡大学名誉教授 岐阜関ヶ原古戦場記念館館長	歴史・文化	R3・R4
さかい ひでや 坂井秀弥	公益財団法人大阪府文化財センター理事長 奈良大学名誉教授 元文化庁記念物課主任文化財調査官	考古・史跡整備	R3・R4
やまぎし つねと 山岸常人	京都大学名誉教授	建築	R3・R4
きのした たつふみ 木下達文	京都橘大学教授	文化政策・都市計画	R3・R4
のま なおひこ 野間直彦	滋賀県立大学准教授	植生・環境	R3・R4
たかせ てつろう 高瀬哲郎	石垣技術研究機構代表 元佐賀県立名護屋城博物館学芸課長	城郭・石垣	R3・R4
たき けんたろう 瀧健太郎	滋賀県立大学准教授	土木工学	R3・R4
みよし いわお 三好岩生	京都府立大学准教授	砂防・治山	R4
かとう こうぶん 加藤耕文	宗教法人摠見寺代表役員	土地所有者	R3・R4
なみえ ひさし 浪江尚史	近江八幡市総合政策部長	地元行政	R3・R4
せと よしひと 瀬戸睦仁	東近江市文化スポーツ部長	地元行政	R3・R4
ひらお よしお 平尾良雄	近江八幡市安土町下豊浦区長	地元代表	R3・R4
くわばらまさとし 栗原雅寿	東近江市きぬがさ城東自治会長	地元代表	R3
わだ かずあき 和田和明	東近江市きぬがさ城東自治会長	地元代表	R4

○オブザーバー(R4.4.1～R5.3.31)

組織名・部局	役職・氏名
文化庁文化資源活用課整備部門	文化財調査官 中井將胤
近江八幡市安土町総合支所	次 長 川嶋嘉治
近江八幡市総合政策部文化振興課	参 事 坂田孝彦
東近江市文化スポーツ部監理監兼埋蔵文化財センター	所 長 西 邦和
東近江市文化スポーツ部歴史文化振興課	課長補佐 嶋田直人
一般社団法人安土山保勝会	理 事 野瀬信弘
滋賀県立安土城考古博物館	館 長 青木幸一

(R3.4.1～R4.3.31)

組織名・部局	役職・氏名
文化庁文化資源活用課整備部門	文化財調査官 中井將胤
近江八幡市総合政策部	次 長 濱本 浩
近江八幡市安土未来づくり課	課 長 川嶋嘉治
近江八幡市総合政策部文化観光課	課長補佐 坂田孝彦
東近江市埋蔵文化財センター	所 長 杉浦隆支
東近江市文化スポーツ部歴史文化振興課	課長補佐 嶋田直人
一般社団法人安土山保勝会	理 事 野瀬信弘
滋賀県立安土城考古博物館	館 長 青木幸一

○事務局：滋賀県文化スポーツ部文化財保護課(R4.4.1～R5.3.31)

部 局	役職・氏名
滋賀県 文化スポーツ部	部 長 谷口 義博
	次 長 東郷 寛彦
文化財保護課	課 長 村田 昌弥
	参事員 木戸 雅寿
安土城・城郭調査係	係 長 松下 浩
	主 幹 岩橋 隆浩
	副主幹 仲川 靖
	技 師 松田 篤(R5.1.4～)

(R3.4.1～R4.3.31)

部 局	役職・氏名
滋賀県 文化スポーツ部	部 長 中嶋 実
	理 事 村田 和彦
	次 長 中嶋 義基
文化財保護課	課 長 澤本 尚人
	参事員 木戸 雅寿
安土城・城郭調査係	係 長 松下 浩
	主 幹 岩橋 隆浩
	副主幹 仲川 靖

(2) 計画検討の経過

令和 3・4 年度の特別史跡安土城跡整備基本計画策定検討会議の開催状況は、以下のとおりである。

令和 3 年度

回数	開催日	場所	議題等
第 1 回	令和 3 年 5 月 28 日	滋賀県大津合同庁舎 7 A 会議室	「幻の安土城」復元プロジェクトについて 特別史跡安土城跡整備基本計画について
第 2 回	令和 3 年 10 月 29 日	安土城跡・安土城考古 博物館セミナールーム	特別史跡安土城跡整備基本計画 第 1 章から第 6 章について
第 3 回	令和 4 年 2 月 7 日	滋賀県大津合同庁舎 3 A 会議室	特別史跡安土城跡整備基本計画 第 1 章から第 6 章の内容について



第 1 回検討会議



第 2 回検討会議



第 3 回検討会議

図 1-2 検討会議風景（令和 3 年度）

令和 4 年度

回数	開催日	場所	議題等
第 1 回	令和 4 年 8 月 25 日	安土城跡・安土城考古 博物館セミナールーム	特別史跡安土城跡整備基本計画について ・令和 4 年度分の内容と進め方 ・第 8 章 事業計画について
第 2 回	令和 4 年 11 月 14 日	滋賀県大津合同庁舎 7 A 会議室	特別史跡安土城跡整備基本計画について ・第 7 章 整備基本計画について ・第 8 章 事業計画について
第 3 回	令和 5 年 2 月 7 日	安土城跡・安土城考古 博物館セミナールーム	特別史跡安土城跡整備基本計画について ・2 回目を受けての修文



第 1 回検討会議



第 2 回検討会議



第 3 回検討会議

図 1-3 検討会議風景（令和 4 年度）

1-5 上位計画・先行計画と関連計画の整理

本項では、本計画で検討する特別史跡安土城跡の保存・管理と整備・活用の方向性や内容に直接関わる上位計画・先行計画と、事業推進に大きな関わりのある関連計画について整理を行う。

(1) 本計画と上位計画等との関係性の整理

本計画と上位計画、先行計画、関連計画との関わりを下図に示す。

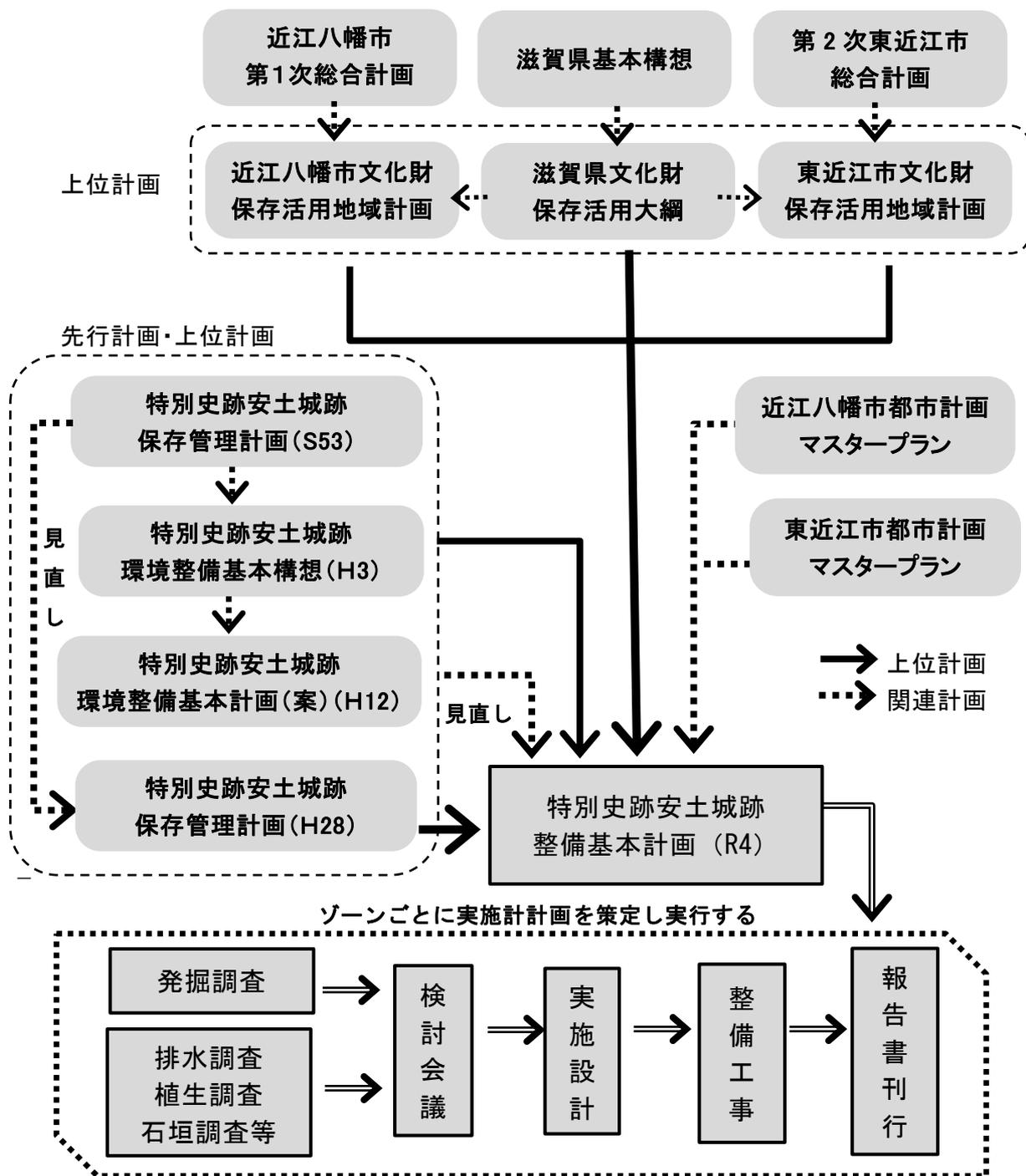


図 1-4 本計画に関わる主要計画の体系

(2) 上位計画における位置づけ

① 『滋賀県文化財保存活用大綱』(令和2年3月：令和3年3月改定) 滋賀県

大綱では、文化財は歴史的、文化的な価値があるだけでなく、地域の宝として、また人々の心のよりどころとして郷土への愛着や誇りに繋げるものとし、これまで地域で守られてきた文化財の活用発信することにより、その魅力が広く伝わり、地域に人を惹きつけ、近隣地域や関係者、興味を持っている来訪者や支援者など、より多くの人々が文化財に関わっている「これからの地域」が形成されるとし、人々の協力の輪が広がり、総がかりで関わることで、文化財を核とした様々な活動が活発に行われ、地域が元気になるとした。

文化財は一度失ってしまえば二度と取り戻すことができないものであり、伝承しなければ失われてしまいます。過去から受け継がれた文化財を未来に継承するのは、今を生きる私たちです。



滋賀ならではの文化財を未来に継承するための保存と活用の好循環



滋賀県が主体となって行う取組として、5つの項目を設定

- i 文化財の調査、指定、保存修理の計画的、確実、着実な推進
- ii みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり
- iii 文化財の多種多様な活用推進
- iv 滋賀県の文化財を県内で保存・継承・活用・発信できる拠点のあり方を検討
- v 文化財保護のための資金確保の制度や仕組みづくりを検討・支援

② 『近江八幡市文化財保存活用地域計画』(令和3年7月) 近江八幡市

近江八幡市の地域計画では、市域の複数の歴史文化資産を共通の背景や文脈(ストーリー)をもつまとまりとして捉えることで、構成要素としての価値付けや、周辺環境及び資産相互の関係性に基づく多面的な価値、魅力を見出し、資産各々の実情や共通の課題等に応じた効果的な対策を推進するため、12の<関連文化財群>を設け、そのうちのひとつとして「織田信長と安土城」が設定されている。「織田信長と安土城」の保存と活用に関する現状と課題、方針及び措置は以下のとおりである。

関連文化財群「織田信長と安土城」

<保存と活用に関する課題>

特別史跡安土城跡(国指定)について、資産単体としての知名度がある一方、城下町及び周辺地域の資産や市域の他の資産との関係性について効果的な情報発信ができておらず、その波及効果を活かした活用を図る必要があります。

また、安土城跡及び城下町に関わる主体は、所有者、市及び県、地域及び各種団体など多岐にわたりますが、それらの役割分担等が明確ではなく、資産の適切な保存・活用に向けた連携の強化が求められます。

＜保存と活用に関する方針＞

○安土城跡の効果的、多角的な活用の推進

関連資産同士の関係性を活かした取組や、先端技術等の活用など、安土城跡及び城下町の新たな魅力の創出及びそれらを活かす様々な活用に取り組みます。

○多様な主体と連携した安土城跡及び城下町の保存・活用の推進

所有者、地域及び各種団体、県等とともに、安土城跡及び城下町の保存・活用に関する役割分担や取組を協議、検討し、各主体との連携のもと保存・活用の取組を推進します。

＜保存と活用に関する措置＞

先端技術等の活用など、安土城跡及び城下町の新たな魅力の創出及びそれらを活かす活用に取り組みます。また、所有者、地域及び各種団体、県等の各主体との連携のもと安土城跡及び城下町の保存・活用の取組を推進します。

【具体的措置】

安土文芸の郷公園運営事業・特別史跡安土城跡ガイダンス施設自主事業・安土城天主信長の館自主文化事業・安土文芸の郷指定管理事業・安土城郭資料館自主事業・VR 安土城事業・安土城跡の総合的な保存活用方針、役割分担の協議、検討・信長サミット・信長公居城連携協議会・音楽振興事業（お出かけ演奏会）等

また、歴史文化資産が多種多様かつ広範囲に存在していることから、資産のまとまりを一体的に扱うことで、スケールメリットを活かした保存・活用の効果を期待し、6 つの＜文化財保存活用区域＞を設け、そのうちのひとつとして「安土城周辺保存活用区域」が設定されている。「安土城周辺保存活用区域」の保存と活用に関する課題、方針及び措置は以下のとおりである。

文化財保存活用区域「安土城周辺保存活用区域」

＜保存と活用に関する課題と方針＞

○安土城跡及び城下町の価値や魅力を活かした地域振興の推進

特別史跡安土城跡については、観光地としての知名度がある一方、安土城下町の歴史文化資産に関する効果的な情報発信ができておらず、また、区域に所在する安土城郭資料館及び県立安土城考古博物館についても、安土城跡と JR 線で分断されているなど、安土城跡の来訪者が足を延ばして城下町周辺を巡るための機会や場が不足しており、区域の価値や魅力を十分に活かしきれていない状況にあります。

そのため、安土城跡及び城下町の歴史文化資産の魅力の掘り起こし、関連施設の活用及び周遊ルート整備等を通じて、地域振興に資する歴史文化資産の活用を図ります。また、県立安土城考古博物館における展示について協働を進めるなど、県との連携を強化します。

＜保存と活用に関する措置＞

安土城跡及び城下町の歴史文化資産の魅力の掘り起こし及び地域振興に資する活用等を図るとともに、県立安土城考古博物館における県との連携を強化します。

【具体的措置】

安土城及び城下町周遊ルート構築の検討・安土未来づくり事業・県立安土城考古博物館との連携強化

③『東近江市文化財保存活用地域計画』（令和5年） 東近江市

東近江市では、「文化財を生かしたうるおいとにぎわいのまち東近江市」を目指し、『東近江市文化財保存活用地域計画』（以下地域計画という）を定める。

特別史跡安土城跡については、その範囲の約半分が東近江市であるにもかかわらず、これまで十分に周知されてこなかった。地域計画では、特別史跡安土城跡に係る課題として、周知、活用が十分でないという点があげられる。

特別史跡安土城跡のある安土山は織山から西に延びた独立尾根で、東近江市と近江八幡市の市境に位置している。特別史跡安土城跡は、安土山全体が特別史跡の範囲となるが、安土山の稜線から北側が東近江市域に含まれる東近江市側には搦手口があり、また、本丸下に伝台所、伝米蔵、伝煙硝蔵等の曲輪がある。さらに、天主付台は東近江市に含まれ、主郭中心部の一部が東近江市のエリアに入っている。しかし、「安土城跡といえば安土（近江八幡市）」というのが一般的な印象で、東近江市にも含まれているということが認知されておらず、国民の誰もが知る著名な城郭であるにもかかわらず、東近江の観光や産業にほとんど活用できていない。

地域計画では、文化財を地域資源として活用し、「保存と活用の好循環」を生み出していくため、取り組むべき方針と措置を定めている。特別史跡安土城跡についても、措置を記載し、取組を進めることとしている。

具体的には、第5章「将来像実現のための措置」において、「保存整備と活用の充実」のための措置として、「特別史跡安土城跡の公開・活用の推進」「特別史跡安土城跡と連携したストーリー観光の充実」「安土築城450年祭に向けた観光コンテンツの充実」を、「情報発信の拡充」のための措置において、「特別史跡安土城跡の積極的PR」を定め、「東近江市の安土城跡」の認知度を向上し、滋賀県や近江八幡市と連携して、積極的に公開活用に取り組む事としている。

(3) 先行計画の概要とこれまでの流れ

本計画の先行計画としては、図 1-4 に示したものがあり、おのおのの時代を画期として調査整備の進展を図ってきた。以下にその流れについて説明する。

① 『特別史跡安土城跡保存管理計画』（昭和 53 年 3 月） 滋賀県教育委員会

当該計画は、これまで設置していなかった特別史跡安土城跡の保存管理の方針を策定したもので、計画策定は、文化庁文化財保護部記念物課、滋賀県教育委員会、安土町教育委員会、能登川町教育委員会による委員会によって審議された。

計画では、史跡指定区域を 3 地域に区分し、保存管理に関する基本方針が簡潔に設定されている。この管理計画に従って、管理を続けてきたが、社会情勢が変化してきたこと、所有者と管理団体との関係を整理する必要が生じ、平成 27 年度に見直した。

② 『特別史跡安土城跡環境整備基本構想』（平成 3 年 3 月） 滋賀県

昭和 30 年代以降 50 年代までの整備に当たっては、整備計画は策定されないまま実施されている。その後一時整備工事は中断していたが、昭和 62 年に安土城天主復元の議論が沸き上がり、その中で、あらためて調査整備に着手することになり、平成の事業計画として『整備基本構想』が策定された。整備基本構想は、学識者、専門家、自治体首長を委員とした調査・整備委員会と環境整備委員会によって審議され、第 2 章から第 4 章にかけて計画地及び周辺環境の調査分析を行い、第 5 章で計画策定の方向性とゾーニングを定め、第 6 章で基本理念に基づいて基本目標・整備基本方針を設定したうえで、周辺整備を含めたゾーン別整備方針を示し、文化財の保存と活用及び地域の活性化の見地から、特別史跡安土城跡の調査、整備を行い魅力ある史跡公園として、県民をはじめ広く国民の活用に資することとしている。これら基本方針については、現時点でも不変で、この構想にもとづき、平成 20 年までの調査整備を実施した。計画された整備目標については、平成元年から実施した平成の調査整備事業としておおむね所期の目標を達成したが、県の財政難による事業の見直しにより、組織予算とも規模を縮小し、最終的には、当初予定していたⅡ期整備を実施しないまま(表 1-1 参照)終了となり未達成の部分がある。

表 1-1 基本構想で策定したゾーニングごとの計画と平成の整備での到達度

①主要城内道周辺一帯整備ゾーン（遺構整備地区）	
・主郭に通じる道を中心に、その沿道の石垣や城郭の修復	実施済
・大手口、搦手口、旧摠見寺等の安土山主郭跡を往時の姿に復元	未実施
・遺構の平面表示、石垣、石階段の復元	一部実施
<大手道一帯>	
・大手道及び周辺郭の発掘調査を進め、城内道の法線、遺構の状況等の実体を解明する	実施済
・城郭の正面としてのイメージを高めるための大手道、櫓門、石垣等を復元する。	未実施
・大手門等についても十分な資料等があれば復元を行う。	未実施
・電線、電柱その他の工作物の整理・統合等により、安土城跡のメインエントランスにふさわしい景観形成を図る。	未実施

<搦手道一帯>	
・搦手道及び周辺等の発掘調査を進め、城内道の法線、遺構の状況等の実態を解明する	実施済
・搦手道を整備して城郭内を巡る動線を確保する	未実施
<百々橋口道一帯>	
・旧摠見寺の伽藍跡他の修景整備をおこなうとともに将来摠見寺の再建が可能なように跡地周辺を利用した、展望広場等の整備を行う	未実施
・沿道の郭跡の石垣、礎石等の整備を行う	未整備
・安土川の水辺空間と一体となった親水性の高い憩いの場を形成する	未整備
<東門口一帯>	
・道周辺の郭跡の発掘調査を行い、遺構の実態を解明する	未整備
・宗教的によく利用されている道と極力分離した整備を行い、風土記の丘から通じる動線を確保する	未整備
②関連施設整備ゾーン（施設利用地区）	
・利用拠点として、必要な駐車場、休憩舎、広場等利用者の利便性を高める便益・休養施設を整備	未整備
・湖水に面していたと考えられ、調査に結果に基づき、舟溜まり、門等を一部復元する	未整備
・県有地周辺の低地利用部分の公有化を図る	未整備
③主郭一帯整備ゾーン（遺構修景地区）	
<主郭一帯>	
・城郭中心部であり、遺構の解明と保護を図る	一部実施
・城郭を中心に石垣や建物等の修復を行い、城跡としての環境を整える	一部実施
・わかりやすい遺構の表示等で身近で、学習しやすい場を整備する	未実施
・往時の城内道を活用した園路等動線の整備を進め、郭跡を巡れるようにする。	一部実施
<八角平一帯>	
・憩いや展望等に利用できる場とする	未整備
・周辺の視界を確保するため、必要に応じ既存木の伐開を行う	未整備
④周辺郭群修景整備ゾーン（遺構保全地区）	
・散策路の整備と崩落石垣等の補修を行い、出来るだけ現状の姿を維持し、その修景を行う	未整備
・動植物の生息環境、景観、防災等の面に配慮し、樹林地を保全する	現状維持
⑤南部平坦地整備ゾーン	
・安土山の前面にあたり、安土川や堀跡、大手門に至る道等の整備を行い、湖水に囲まれていた城郭の景観を創出する	未整備
・駐車場、広場、休憩舎、ガイダンス施設、収蔵庫、管理棟等来訪者のための便益施設を、景観を損なわないように適切に配置する	未整備
・用地の公有化を図る	未整備
⑥北部森林地保全ゾーン（自然保全地区）	
・防災上、景観樹林を保全する	現状維持
・点在する遺跡については、現状のまま維持する	現状維持
・自然観察等ができるハイキング程度が可能な散策路を配置する	未整備
⑦周縁住宅・農地景観形成ゾーン	
・景観に配慮した土地利用を促進し、街並み修景等の風土的美観の形成を図る	継続実施
・現状変更に対応する一定の基準を設ける等景観形成を中心に誘導する	継続実施

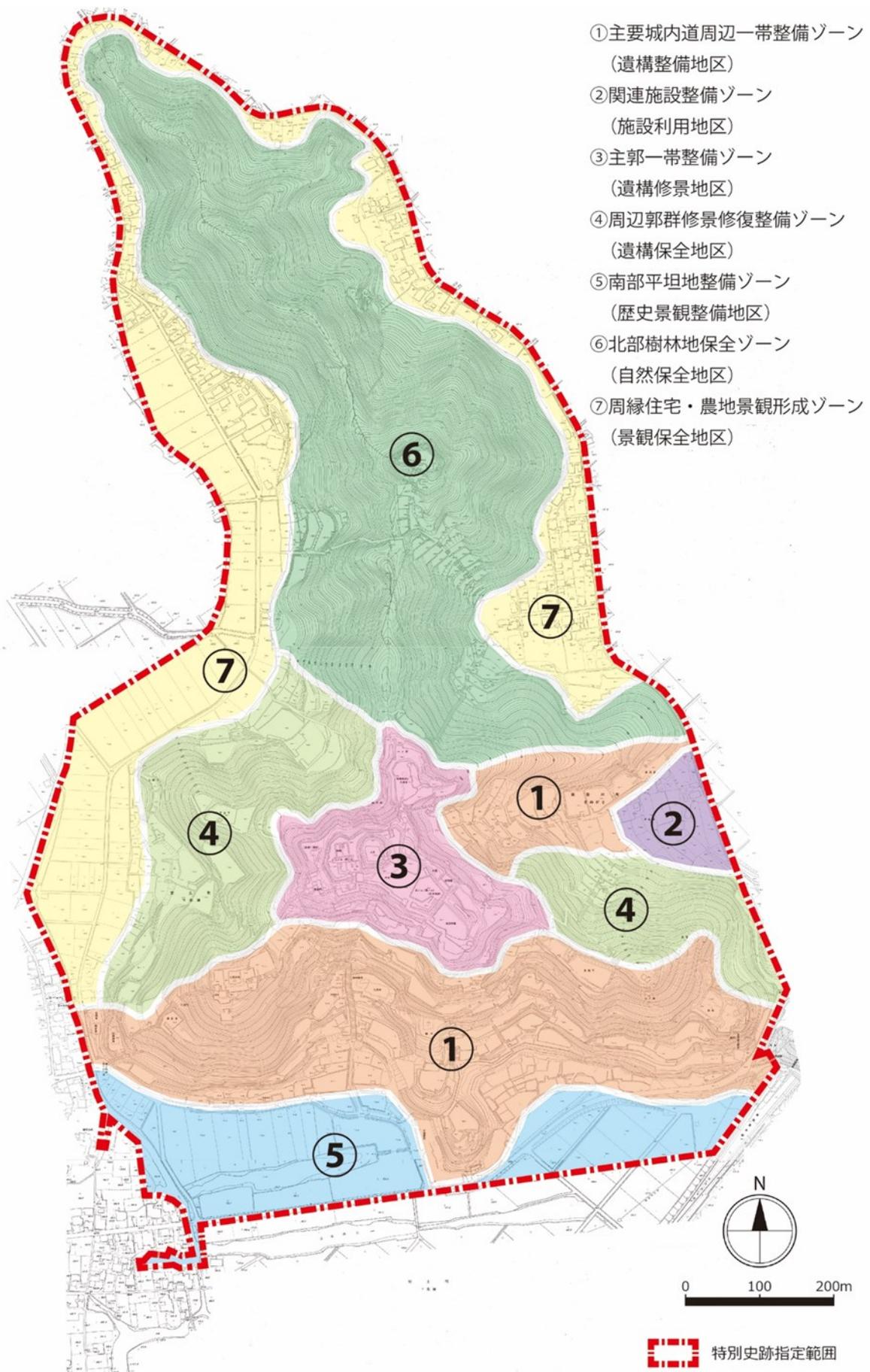


図 1-5 基本構想で策定したゾーニング

③『特別史跡安土城跡環境整備基本計画(案)』(平成12年3月)滋賀県安土城郭調査研究所

当該計画は、特別史跡安土城跡のうち、平成3年度及び5年度に発掘調査を実施した計画地について、隣接する県道2号大津能登川長浜線バイパス計画との位置づけの中で周辺環境整備の一環として基本計画を策定したものである。平成3年に作成された特別史跡安土城跡環境整備基本構想において設定された「主要城内道周辺一帯整備ゾーン」及び「南部平坦地整備ゾーン」を対象にして整備計画(案)として検討した。

旧安土町ではこれをもとに、一部公有化を実施し南面整備に取り掛かったが、その後、バイパス工事が取りやめとなったこと、安土町と近江八幡市との合併も相まって、その後計画は中断し進められていない。その後、新たなバイパス計画が進捗していること、周辺環境の変化などから、本計画の中で、この計画(案)を見直し新たな計画案を策定する必要が生じている。

④『特別史跡安土城跡保存管理計画書』(平成28年3月) 滋賀県教育委員会

当該計画は、昭和53年に策定した特別史跡安土城跡保存管理計画が四半世紀以上経過し、史跡を取り巻く状況が大きく変化、また、平成時代の特別史跡安土城跡調査整備事業が完了し、その後の保全管理が進む中、特別史跡の活用について一部十分な対応ができなくなっている部分もあることから、改めて現状に即した保存管理計画を策定したものである。計画策定は、学識者、専門家、地元行政担当部局、地域住民代表、土地所有者を委員とした検討会議によって審議され、平成元年から進められた発掘調査や環境整備等の成果を踏まえて、今日的な課題に対応するために、現状に即した保存管理計画として策定しなおしたものである。なお、管理区分、整備・活用の方針等については、『基本構想』を継承している。

第5章 保存・管理

1. 保存・管理の基本方針

特別史跡安土城跡が日本の城郭の歴史上画期的な価値を持つということを踏まえて、保存・管理の基本方針を以下のとおり定める。

- 特別史跡安土城跡の史跡の本質的価値を構成する諸要素の確実な保存を図る。
- 特別史跡安土城跡を国民共有の財産として永く守っていき、その魅力を広く発信し、史跡の本質的価値の顕在化を図るとともに、適切に活用する。
- 学術調査を計画的に実施し、史跡の本質的価値を解明するとともに、遺構の遺存状況の把握に努め、破損や修理を要する場合は速やかに保存のための措置を講じる。
- 史跡周辺地域の歴史的遺産の保全、歴史的景観の保全に努める。
- 史跡の価値を踏まえた、現状変更の基準・手続きを明確に示すことにより、関係者の理解を得た円滑な保存管理を図る。

(4) その他関連計画の概要

① 『滋賀県基本構想』（平成 31 年 3 月） 滋賀県

当該計画は滋賀の未来をつくっていくための将来ビジョンとして策定されたものであり、2030 年度までの 12 年間（2019 年度～ 2030 年度）の計画として策定されている。

そこでは、県は「みんなで目指す 2030 年の姿」の実現に向け、県の政策の方向性として「人」、「経済」、「社会」、「環境」を軸とした取り組みを設定している。政策の推進方法の基本的な考え方として、以下の 5 つをあげている。

- 多様な主体との対話・共感・協働を図り、県の政策への県民の参画を促進する。
- 市町との連携の強化などにより、地域ごとに異なる課題に対応する。
- 近隣府県などとの連携により、広域的課題に適切に対応する。
- データを重視した政策立案を進める。
- 官と民の役割分担など行政のスリム化に配慮する。

② 『近江八幡市第 1 次総合計画』（平成 31 年 3 月） 近江八幡市

当該計画は、近江八幡市の市政運営の中長期的な指針となる最も重要な計画として定めたもので、基本構想、基本計画、実施計画の 3 層から構成されている。基本構想の計画期間は 2019 年（平成 31 年）から 2028 年（令和 10 年）までの 10 年間とし、基本計画は前期と後期の各 5 年間としている。基本計画では、基本構想で掲げた「将来のまちの姿」の実現に向けて、「教育・人づくり」、「福祉・医療・人権」、「環境・歴史・文化」、「産業・観光振興」、「都市基盤整備」、「地域自治・行政経営」の 6 つの基本目標が設定されている。

③ 『第 2 次東近江市総合計画（基本構想及び前期基本計画）』（平成 29 年 3 月） 東近江市

当該計画は、地域の特徴を生かした新たなまちづくりを展望するため定めたもので、基本構想の期間は、平成 29 年度（2017 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 9 年間、前期基本計画の期間を平成 29 年度（2017 年度）から令和 3 年度（2021 年度）の 5 年間としている。前期基本計画では、「ひと」、「くらし」、「まち」、「行政経営」についての 13 の政策が設定されている。

④ 『近江八幡市都市計画マスタープラン』（令和 4 年 1 月改訂） 近江八幡市

当該計画は、都市計画法第 18 条の 2 に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、滋賀県が定める「近江八幡八日市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成 31 年 3 月）や「近江八幡市第 1 次総合計画」等に即し、その他の関連計画との整合・連携を図りながら推進するものである。また、都市計画法に基づき定められた市の土地利用規制や各種事業の都市計画決定の指針となるほか、「近江八幡市立地適正化計画」の上位方針として位置付けられている。

特別史跡安土城跡は、安土地域（安土地区、老蘇地区）に含まれており、地域づくりの基本方針として、『東の核』にふさわしい市街地を形成するとともに、歴史と水辺環境を活かした豊かな居住環境と田園風景が調和するまちづくりを進める」と記され、そのうち

安土地区には、以下のことが記されている。

②歴史を守りつつ活性化させるまちづくり

西の湖に繋がる水郷地帯に港や城下町等が造られた旧市街地など、歴史文化資源を保全・活用した活性化に取り組みます。

③歴史文化資源と水辺の環境を活かしたまちづくり

観音寺城跡、安土城跡等の史跡や西の湖等の水辺環境を活かしたまちづくりに取り組みます。

- ・JR 安土駅を起点に安土城跡等の歴史文化資源や西の湖等を結び、地区内を循環する散策道や水運（湖の街道）のネットワーク等の充実を図ります。

⑤『東近江市都市計画マスタープラン』（令和2年6月） 東近江市

当該計画は、市総合計画、国土利用計画、近江八幡八日市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（滋賀県 平成31年3月改定）を上位計画として、将来都市像の実現に向けた都市（まち）づくりの指針として策定するものである。都市計画マスタープランの計画目標年次は、概ね20年後の令和22年（2040年）を展望しつつ、実効性のある計画とするため、10年後の令和12年（2030年）とされている。「自然と都市・農村が共生するうおいとにぎわいのまち 東近江市」をまちづくりの理念として、9つの方針が設定されている。

特別史跡安土城跡は、織地域（五個荘・能登川）に含まれており、地域づくりの方針として、景観形成の観点から以下のことが設定されている。

- ・主要地方道大津能登川長浜線沿道は、景観計画「朝鮮人街道沿道景観形成重点地域」として、織山と田園や農村集落が一体となる親しみとうるおいのある沿道景観を保全及び育成する。

第2章 計画地の環境

2-1 自然的環境

(1) 地形

安土山は、かつては琵琶湖の内湖であった大中の湖、伊庭内湖、安土内湖、西の湖や堀などに囲まれた半島状の山地であったが、昭和21年4月から昭和43年3月までに西の湖を除く内湖が干拓され、現在、安土山は平坦な農地に囲まれる状況である。安土山の南東隅は、北腰越と呼ばれる鞍部を介して標高433mの織山(きぬがさやま)に連なっている。

安土山の山頂は標高198mで、周辺農地の標高85m～86mに対して比高約110mである。山は全体的に急傾斜地が多く、小さな尾根が張り出した複雑な地形となっているが、その南部に位置する山頂部と、その周辺の標高180m以上の地点に主郭部分が配置されている。



図2-1 現況(織山から)

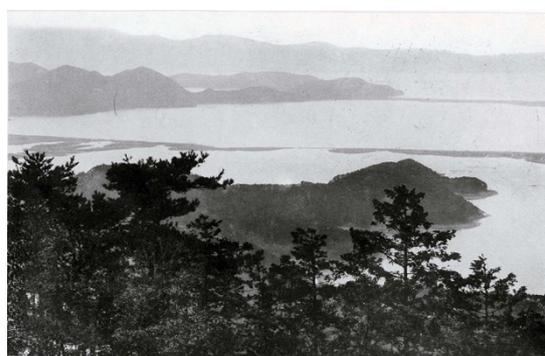


図2-2 干拓前

(2) 地質

安土山の地質は、6500万年前の中生代末白亜紀において大規模な火山活動による火山砕屑物と考えられる湖東流紋岩類のひとつである溶結凝灰岩によって形成されている。この湖東流紋岩は、鈴鹿山脈西部および湖東平野に分布している。湖東流紋岩類は酸性火山岩類とこれを貫く酸性貫入岩からなり、鈴鹿山脈西縁に南北15km、東西約5kmの楕円状に分布するものを主岩体とし、平野部に残丘状山地を構成しているものを平野部岩体として区分している。両岩体は岩質的にはほぼ同じで、同源の火山活動によるものである。安土山・織山はこの残丘状山地に該当する。

(3) 気象

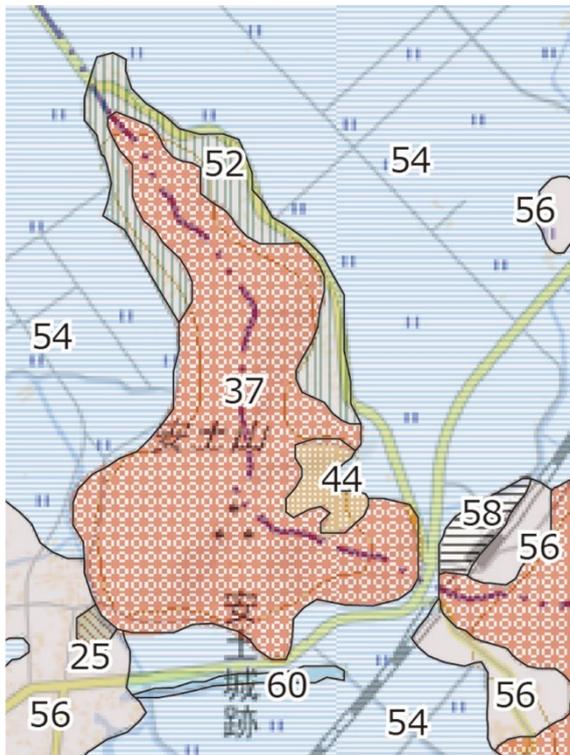
安土山は、滋賀県の気候区を南北に区分する線上にあり、南部の瀬戸内海気候区と北部の日本海気候区の両方の影響を受けている。安土町の年平均気温は、約14.6℃であり、平均気温の最高は8月の26℃、最低は1月の2.6℃である。また、年最高気温は8月の29.7℃、年最低気温は1月の-0.8℃で概ねしのぎやすい気候となっている。降水量は、年平均1,606mmであり、7月と9月にピークが表れるが、梅雨の影響を受けた7月が245mmと最多である^{※1}。また、降雪帯の境目でもあり、長命寺山・八幡山・安土山・織山といった残丘状山地による影響が関係するものと思われる。近年、頻繁に集中豪雨や台風、豪雪と

※1 滋賀県農業試験場(近江八幡市安土町)昭和61年～平成2年

いった気象に見舞われる年もある。

(4) 植生

安土山は、かつてはアカマツ林であったが、マツ材線虫病によりアカマツの大半が枯死し、図 2-4 現存植生図 (2012) によると北部の尾根にその一部が残るのみとなっている。現在は、アカマツ林に代わってヒノキ人工林が大半を占めており、間伐、下草刈り、栓皮採取といった施業がなされている。山麓の谷部にはモウソウチク・マダケが繁茂しており、一部ヒノキの人工林に侵入している。山麓部南面にはシイ・カシ類の大径木があり、一時ナラ枯れ(カシノナガキイムシが媒介するナラ菌による枯れ)が目立つ時期があったが、県内ではピークを過ぎ、計画地でも終息傾向にある。



- 凡例
- 25 シーカナメチ群集
 - 37 モチツツジーアカマツ群集
 - 44 スギ・ヒノキ・サワラ植林
 - 54 水田雑草群落
 - 56 市街地
 - 57 緑の多い住宅地
 - 58 工場地帯
 - 60 開放水域



- 凡例
- 46 カナメモチーコジイ群集
 - 66 シイ・カシ二次林
 - 69 アベマキーコナラ群落
 - 70 モチツツジーアカマツ群集
 - 82 ヨシクラス
 - 91 スギ・ヒノキ・サワラ植林
 - 95 その他植林
 - 96 竹林
 - a 畑雑草群落
 - b 水田雑草群落
 - f 路傍・空地雑草群落
 - h ゴルフ場・芝地
 - k 市街地
 - p 残存・植栽樹群をもった公園・墓地等

図 2-3 現存植生図 1/5 万 (1983)

図 2-4 現存植生図 1/2.5 万 (2012)

出典：各植生図（環境省生物多様性センターウェブサイト）を使用し、加工

(5) 自然災害の想定

近年頻発する豪雨災害や将来の豪雨災害に備えるため、ハザードマップによる情報公開とその活用が進められている。計画地である安土山では居住地に接する山腹・山麓の土砂災害が、周辺の平地では干拓地を中心に農地の浸水が想定されている。過去において、山の周囲、中腹において幾度かの土砂崩壊が起こっており、明確な記録が無いが明治時代以降の石積みやコンクリート堰堤で治山工事が行われていることが認められる。また、近年においても台風や局地的豪雨による大小の土砂流出がおこなっている場所がある。

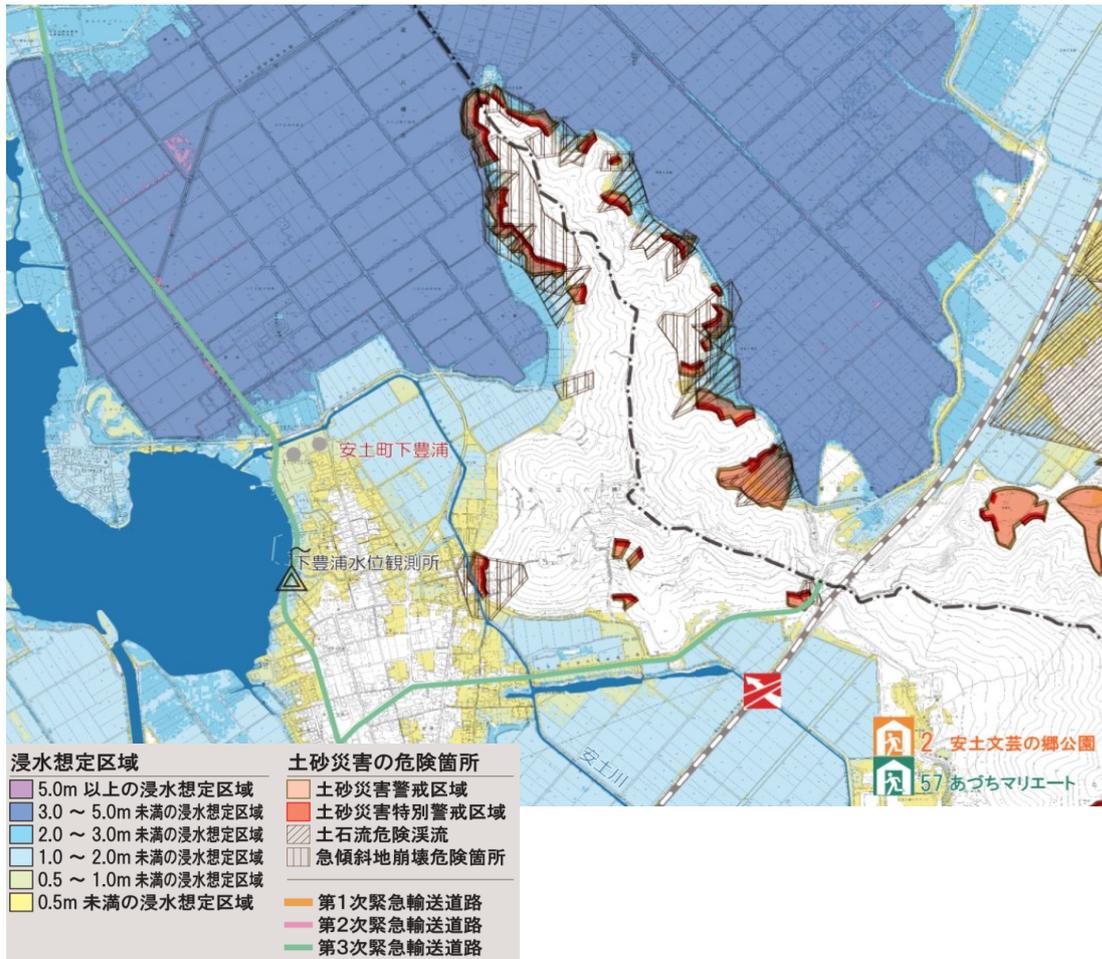


図 2-5 近江八幡市水害ハザードマップ・想定最大規模 (2021)

2-2 社会的環境

(1) 行政区と居住人口

現在の行政区分は、計画地である安土山の尾根線で区切られ、西側が近江八幡市、東側が東近江市となっている。近江八幡市域の周辺地は旧安土町にあたり、平成 22 年 3 月に近江八幡市と合併している。東近江市域の周辺地は旧能登川町にあたり、平成 18 年に東近江市と合併している。周辺地の人口は、令和 4 年時点で近江八幡市の安土町下豊浦 3,763 人、東近江市きぬがさ町 274 人となっている。

表 2-1 地域の人口（令和 4 年 10 月 1 日現在）

市名	町名	世帯数	人口		
			総数	男	女
近江八幡市	安土町下豊浦	1,540	3,763	1,864	1,899
	旧安土町域	4,872	12,382	6,127	6,255
	市全域	35,081	82,005	40,308	41,697
東近江市	きぬがさ町	101	274	138	136
	旧能登川町域	9,236	23,260	11,457	11,803
	市全域	46,366	112,718	56,346	56,372



図 2-6 行政区分
(国土地理院ウェブサイトの
図を使用し、加工)

(2) 産業

近江八幡市安土町内の産業は、大中の湖干拓事業にともなう入植地と関連した農業・畜産業のほか、国道 8 号沿線に吉野工業・ロッテ・日本輸送機械等の工場がある。商業地域は、JR 安土駅前、県道 2 号（バイパス）沿線に集中している。林業では、下豊浦・上豊浦の生産森林組合があり、安土山に隣接する織山に山林を保有し管理を行っているが、材木等の販売等までは行っていない。観光産業は隣の旧近江八幡市には多く見られるのに対して、旧安土町ではほとんどみられない。

東近江市の旧能登川町内は、伊庭内湖干拓地・大中の湖干拓地での農業が主体である。商業施設等は JR 能登川駅および県道 2 号沿線に集中している。

農業の担い手である旧安土町の農業人口を見ると、平成 7 年は 686 人であったのが、平成 12 年には 491 人となるなど減少の傾向にある。また、年齢別にみると平成 22 年では 60 才以上が 257 人であるのに対して、60 才以下は 104 人と高齢化の傾向にある。その他、水産業では、計画地周辺は淡水真珠の養殖やニゴロブナ等を捕獲する漁業が営まれていたが、現在漁業に携わっている方はほとんどいない。2009 年に西の湖で淡水真珠復興に向けた新たな母貝の養殖が始められている。

2-3 利用環境

(1) 交通アクセス

① 自家用車・貸切バス

現在の来訪者の大半が利用する交通手段は、自家用車・貸切バスである。県外からの日帰り利用では、大阪市、京都市、名古屋市の主要な政令指定都市が期待できると考えられ、所要時間は名神高速道路等を経由して2時間以下である。県内では、大津市や長浜市からの所要時間が1時間以内である。

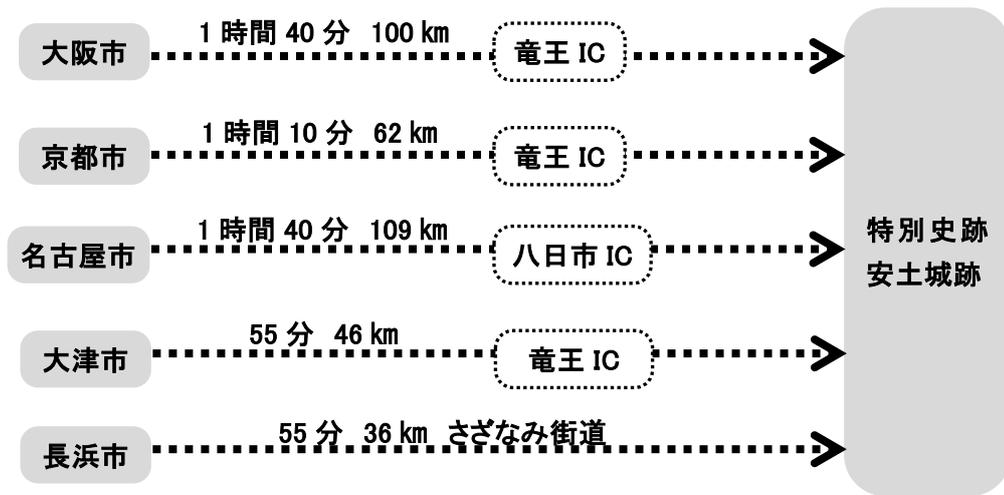


図 2-7 自動車利用の所要時間

② 鉄道等

鉄道を利用した場合、JR安土駅から計画地までの距離がややあり、徒歩で行くか、駅前の自転車屋で貸し自転車を借りるほか、近江八幡市営の「あかこんバス」、タクシーを利用することになる。

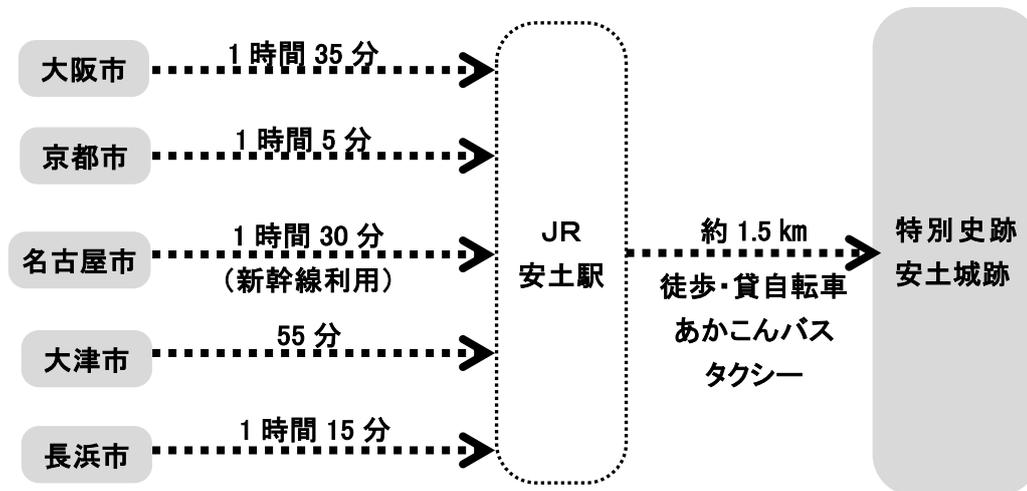


図 2-8 鉄道利用の所要時間

(2) 特別史跡安土城跡の周辺の歴史文化施設

特別史跡安土城跡の周辺に位置する歴史文化施設は、安土城についてより理解を深めてもらう公共施設であるとともに、特別史跡安土城跡を核としてネットワーク的に位置している。現在、安土城考古博物館、安土城天主信長の館、安土城郭資料館には、来訪者向けの駐車場やトイレが整備されており、観光のための拠点施設となっている。

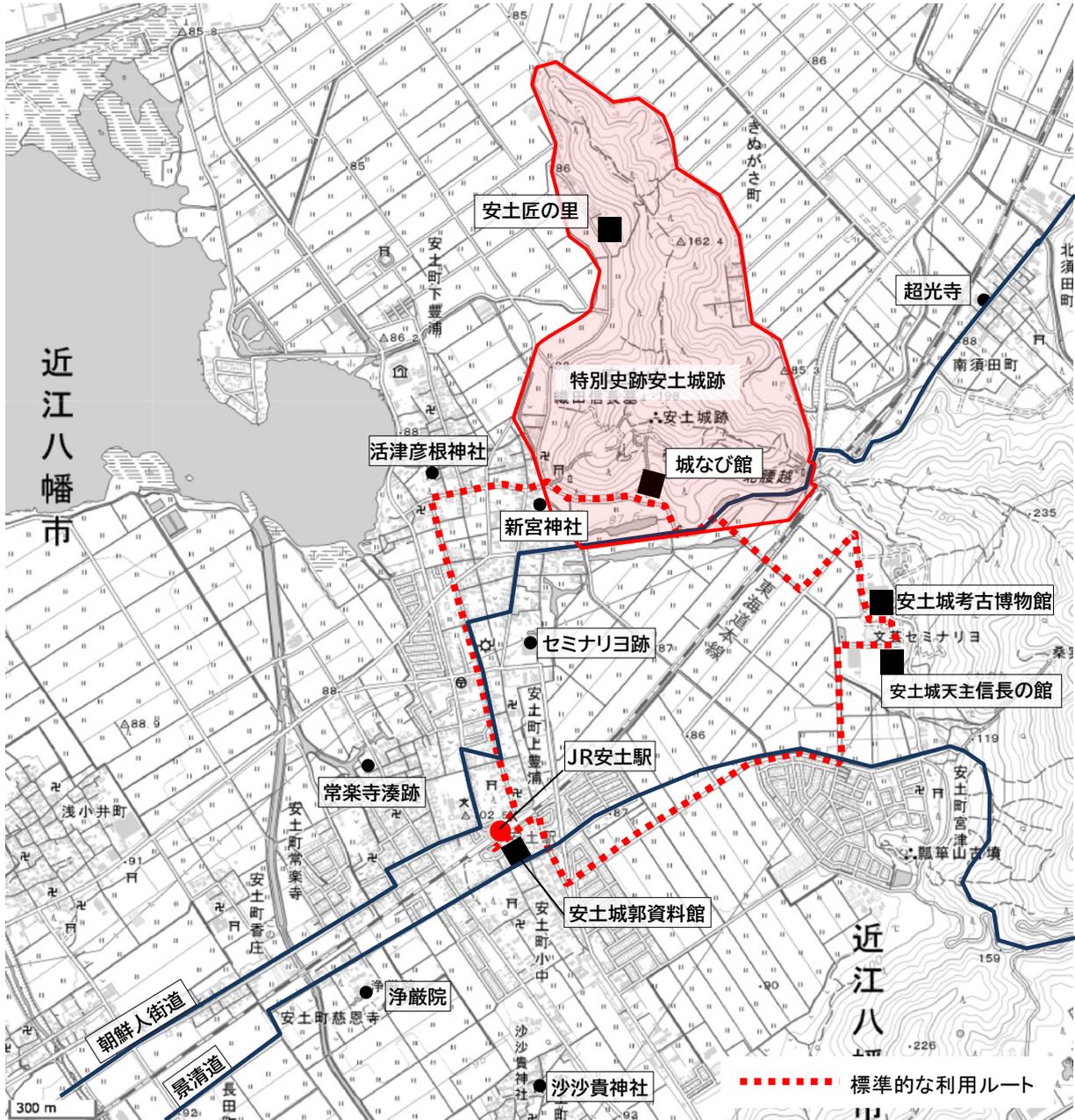


図 2-9 ネットワーク利用のルート
(国土地理院ウェブサイトの図を使用し、加工)

表 2-2 関連施設の概要

施設名	施設概要	開設年	設置者	入館料 (円)
滋賀県立安土城考古博物館	当施設は、特別史跡安土城跡・史跡大中の湖南遺跡・史跡瓢箪山古墳・史跡観音寺城跡からなる歴史公園「近江風土記の丘」の中核施設であった「近江風土記の丘資料館」の後継施設として設置されている。 第1常設展示室は、史跡大中の湖南遺跡・史跡瓢箪山古墳のガイダンスとして弥生時代・古墳時代の展示をテーマに、第2常設展示室は、史跡観音寺城跡・特別史跡安土城跡のガイダンスとして、「中世・戦国時代」をテーマにした展示となっている。年間を通して二つのテーマに沿った企画展・特別展を開催し、地域に開かれた博物館を目指して、博物館講座、体験博物館など様々な催しを実施している。	平成4年	滋賀県	一般：500 学生：320 小中：無料
安土城天主信長の館	当施設は1992年スペイン・セビリア万国博覧会の日本館メイン展示に出展された内藤昌氏復元案の安土城最上部5・6階部分を万博終了後に安土町が譲り受け、新たに金箔瓦を葺いた屋根と内部の障壁画を復元し、館の中で保存・展示している。	平成6年	近江八幡市	一般：610 学生：350 小中：170
近江八幡市安土城郭資料館	当施設は、内部まで詳細に復元した20分の1の安土城天主復元模型（内藤案）や、安土山図屏風を模した陶板壁画を展示している。	昭和63年	近江八幡市	一般：200 学生：150 小中：100
近江八幡市特別史跡安土城跡ガイダンス施設（通称：城なび館）	当施設は、平成21年度に実施した伝大手口南面整備に伴って、旧安土町時代に設置されていた便所と休憩所の代替え施設として県有地（無償貸与）に建設され運営されている。安土城天主最上層部の7分の1雛形模型、安土城下町から出土した遺物、楽市楽座で有名な「安土山下町中掟書」の実物大パネルの展示を行うほか、VR安土城ダイジェストムービーの上映、安土城・安土城下町ブックレット等の配布を行っている。トイレは無料開放されている。	平成22年	近江八幡市	大人：200 小中：100
近江八幡市安土匠の里	当施設は、平成7年度に自治省（当時）の補助を受けて文化財の保護啓発を図るために建設された文化施設。当時、滋賀県が実施していた整備事業を支援するためにソフト事業の基地として整備された。当初施設では、安土城の石垣工法・石組工法を研究する「石積み館」、安土城の瓦など屋根材一般を研究する「一観の館」、安土城内に多数描かれていた狩野派の障壁画などの絵画技術を研究する「永徳の館」のほか、専門技術修練と埋文整理棟や宿泊施設から構成されていたが、平成30年に事業が休止となっている。	平成7年	近江八幡市	—



図 2-10 周辺関連施設（左から 安土城考古博物館、信長の館、城なび館、安土匠の里）

2 - 4 関連法規および関連計画

(1) 関連法規

文化財保護法を含めた当該地の保全・整備に関連する法規を整理する。計画地内の指定区域は、下表、下図のとおりである。

表 2-3 関連法規の概要

法律名 (指定名)		規制に関する区域指定	主な規制行為・義務	備考
文化財保護法	第 109 条 2 項特別史跡	指定された範囲	現状変更等の制限および原状回復の命令(第 125 条)	文化庁長官の許可
	第 93 条第 1 項で準用する第 92 条第 1 項	周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲	周知の埋蔵文化財包蔵地を土木工事等の目的で発掘しようとする者は 60 日前に届出	文化庁長官に届出
	第 134 条第 1 項重要文化的景観	景観計画地域にある文化的景観として選定された範囲	現状変更の届出等(139 条)	文化庁長官に届出
遺失物法	法律第 78 号	拾得、発見した埋蔵物	埋蔵物を発見したものは、警察署長に提出しなければならない(第 4 条)	警察署長に提出
自然公園法 (琵琶湖国定公園)	第 1 種特別地域	現在の景観を極力維持する必要がある地域	工作物の築造、木竹の伐採、土地の形状変更、広告物の設置等	県知事の許可
	第 2 種特別地域	良好な自然状態を保持している地域で、農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域		
森林法	土砂流出防備保安林	林木や地面を覆う下草、落葉のはたらかまで、表土の浸食や土砂の流出を防止する	立木の伐採 皆伐 天然林の択伐	県知事の許可 各市長の許可
	保健保安林	市民のレクリエーション等の場としての機能や、空気を浄化する機能を発揮することにより、公衆の保健・衛生に貢献する	人工林の択伐、間伐 土地の形質の変更	各市長の許可 県知事の許可
	地域森林計画対象民有林	都道府県知事がたてる森林計画(地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を定めたもの)の対象となる地域	1ha 以下の伐採	各市長への届出
農業振興地域の整備に関する法律	第 15 条の 2 第 1 項	各市農業振興地域整備計画において定められた農用地として利用すべき土地の区域	開発行為	各市長の許可
農地法	第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項	農地(耕作の目的に供する土地)および採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作または養畜の事業のための採草または家畜の放牧の目的に供される土地)	農地または採草放牧地の転用	※県知事の許可

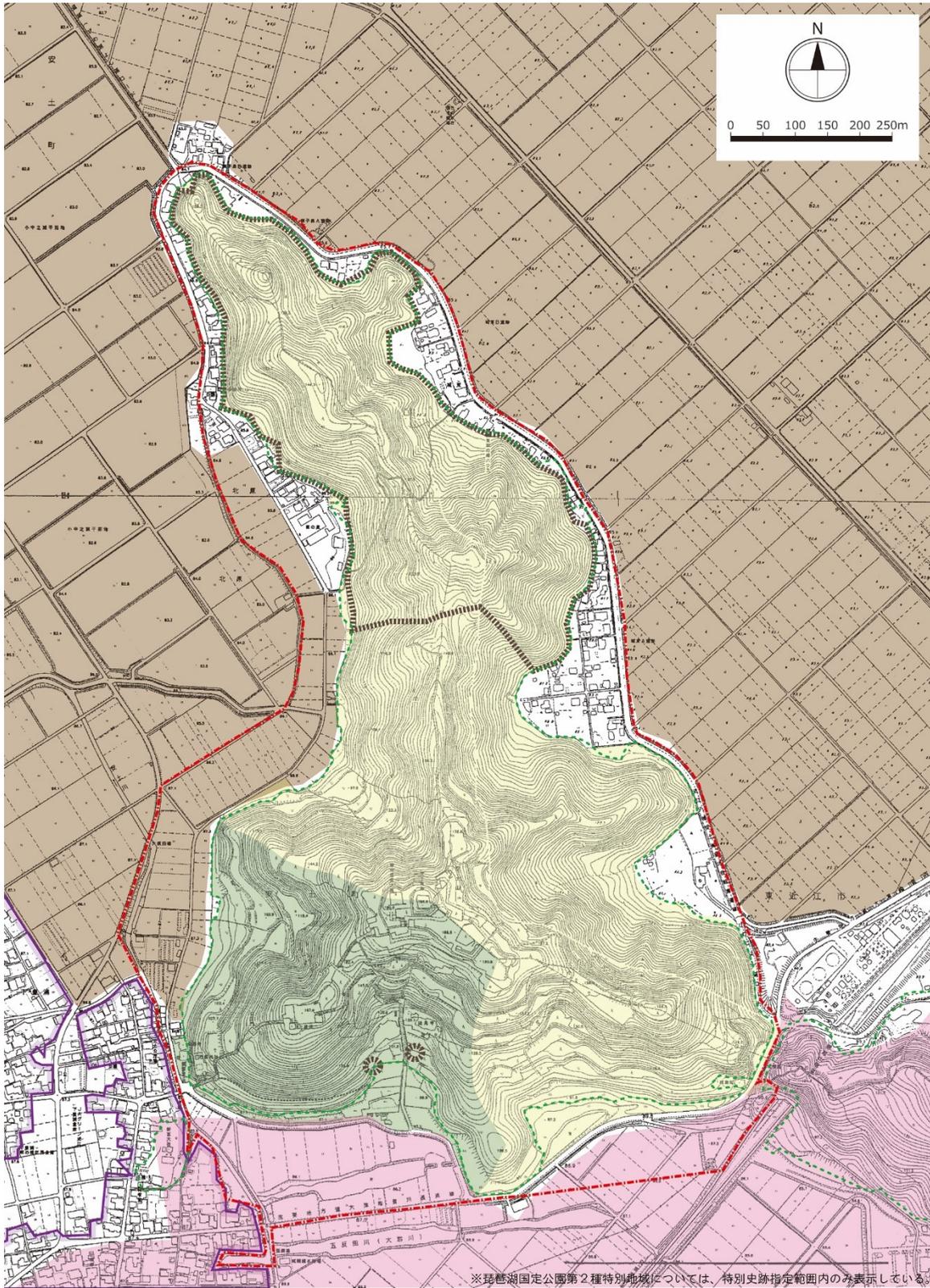
	※ 近江八幡市内における農地等の転用および東近江市内における 4ha 以下の農地等の転用については、各市農業委員会長の許可			
都市計画法	市街化区域	すでに市街地を形成している区域で、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域	用途地域の区分により、建築等の用途が限られる	各市長の許可
	市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域	開発行為、都市施設等の整備	
景観法（近江八幡市風景計画）	歴史文化風景計画（地域別計画）	旧安土町下豊浦、上豊浦、常楽寺の集落及び周辺の田園地域	建築物・工作物の築造、建築物・工作物の外観の変更、土地の開墾・形質の変更、木竹の伐採、屋外における土石や再生資源の堆積	景観法に基づく届出風景形成基準による指導
景観法（東近江市景観計画）	朝鮮人街道沿道景観形成重点地域	旧能登川町南須田等、滋賀県景観計画で指定されている「主要地方道大津能登川長浜線沿道景観形成地区」の範囲		
近江八幡市屋外広告物条例	第 1 種地域	主に特別史跡安土城跡の区域	非自家用広告物；禁止、道標・案内図板：許可制	市長の許可
	第 2 種地域	歴史文化風景計画区域		
	特別地域	主要地方道大津能登川長浜線沿道	非自家用広告物・道標・案内図板：禁止	
東近江市屋外広告物条例	第 1 種地域	特別史跡安土城跡の区域	非自家用広告物；禁止、道標・案内図板：許可制	市長の許可
	第 3 種/第 4 種地域	周辺農用地/主要地方道大津能登川長浜線沿道		
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）	土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域	宅地建物取引業者は当該宅地または建物の売買等にあたり、警戒区域である旨について重要事項説明を行うこと	—
	土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）	土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域	特定の開発行為に対する許可制 建築物の構造規制	—



図 2-11 特別史跡安土城跡周辺の周知の遺跡等

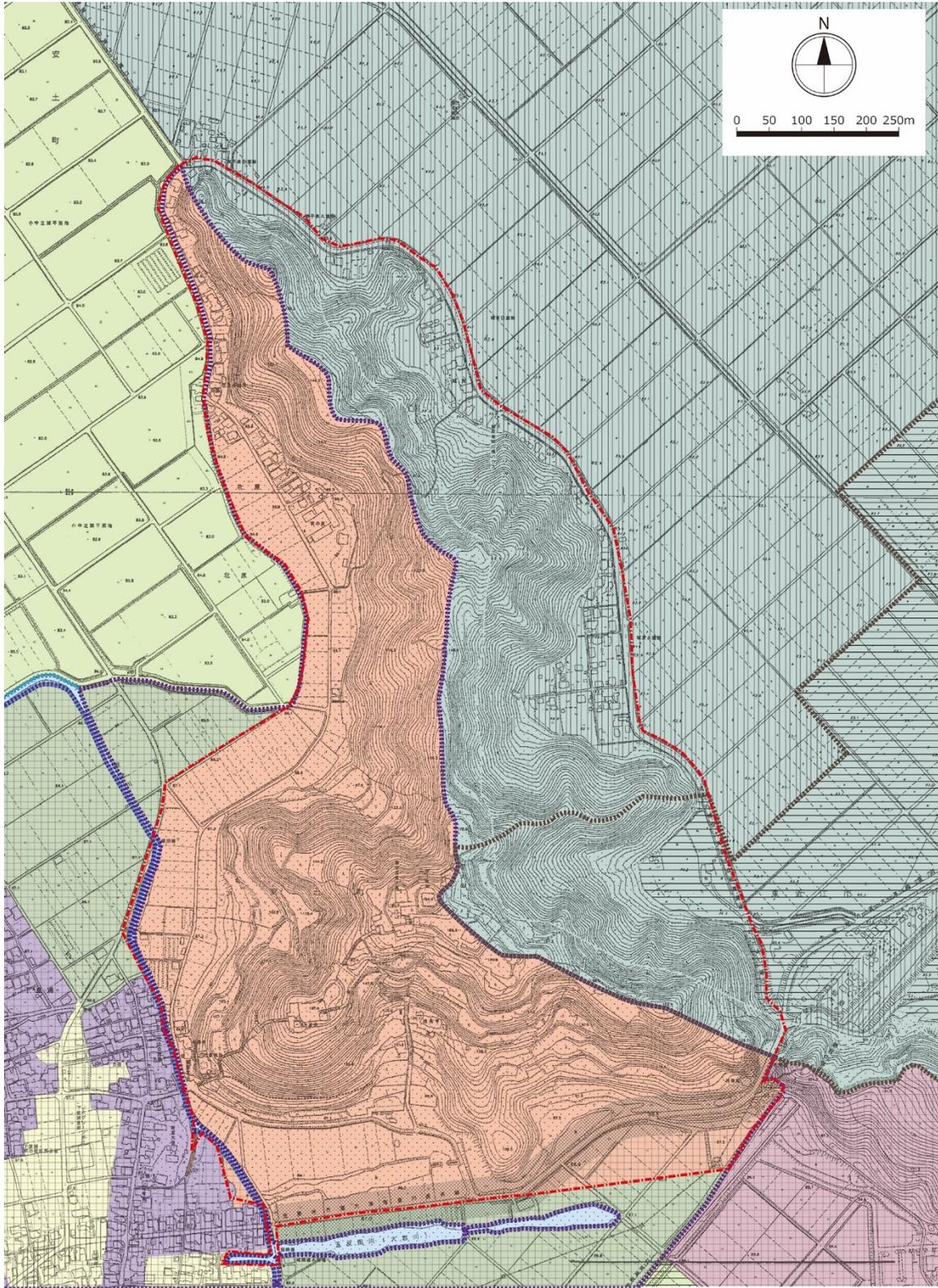
表 2-4 特別史跡安土城跡周辺の埋蔵文化財等

番号	遺跡名	時代	種別	所在地
1	特別史跡安土城跡	安土桃山	城跡	近江八幡市安土町下豊浦
2	史跡観音寺城跡	室町	城跡	近江八幡市安土町石寺・桑実寺・宮津・上豊浦 東近江市五箇荘川並
3	史跡瓢箪山古墳	古墳	古墳	近江八幡市安土町桑実寺
4	史跡大中の湖南遺跡	縄文～平安・室町	集落跡	近江八幡市安土町大中
5	芦刈遺跡	縄文・弥生	散布地	近江八幡市安土町大中
6	大中の湖南遺跡	縄文・鎌倉	集落跡	東近江市きぬがさ町
7	弁天島遺跡	縄文	集落跡	近江八幡市安土町下豊浦
8	竜ヶ崎A遺跡	縄文・白鳳	寺院跡・集落跡	近江八幡市安土町下豊浦
9	獅子鼻B遺跡	縄文・弥生	集落跡	東近江市きぬがさ町
10	獅子鼻A遺跡	室町	寺院跡	東近江市きぬがさ町
11	城東B遺跡	縄文・弥生	散布地	東近江市きぬがさ町
12	安土山古墳群	古墳	古墳群	近江八幡市安土町下豊浦
13	竜ヶ崎B遺跡	白鳳	寺院跡	近江八幡市安土町下豊浦
14	元番匠遺跡	その他	散布地	東近江市能登川町
15	城東A遺跡	縄文・弥生	散布地	東近江市きぬがさ町
16	蓮池上古墳	古墳	古墳	近江八幡市安土町下豊浦
17	安土山中世墳墓群遺跡	鎌倉・室町	墓跡	近江八幡市安土町下豊浦
18	九品寺遺跡	奈良	寺院跡	近江八幡市安土町下豊浦
19	安土城下町遺跡	安土桃山	城下町跡	近江八幡市安土町下豊浦・上豊浦・常楽寺
20	新開遺跡	弥生～室町	集落跡	近江八幡市安土町常楽寺
21	五十遺跡	室町	館跡	東近江市南須田町
22	北腰越古墳群	古墳	古墳群	近江八幡市安土町下豊浦
23	桑実寺A遺跡	古墳～中世	散布地	近江八幡市安土町桑実寺
24	常楽寺城遺跡	中世	城跡	近江八幡市安土町常楽寺
25	香庄遺跡	古墳～中世	散布地	近江八幡市安土町香庄
26	熊野神社古墳群	古墳	古墳群	近江八幡市安土町香庄
27	慈恩寺遺跡	古墳～室町	集落跡	近江八幡市安土町慈恩寺
28	金剛寺遺跡	中世	寺院跡	近江八幡市安土町慈恩寺
29	小中遺跡	古墳～室町	集落跡	近江八幡市安土町小中
30	江頭遺跡	弥生～室町	集落跡	近江八幡市安土町宮津
31	西才行遺跡	古墳	集落跡	近江八幡市安土町上豊浦・下豊浦
32	中屋遺跡	弥生～室町	集落跡	近江八幡市安土町中屋
33	高塚古墳	古墳	古墳	近江八幡市安土町中屋
34	常楽寺山古墳群	古墳	古墳群	近江八幡市安土町中屋・小中
35	上出古墳群	古墳	古墳群	近江八幡市安土町上出
36	重要な文化的景観 近江八幡の水郷	—	景観	近江八幡市円山町・白王町ほか



- 【凡例】 ●自然公園法
- 琵琶湖国定公園第1種特別地域
 - 琵琶湖国定公園第2種特別地域※
- 森林法
- 土砂流出防備保安林・保健保安林
 - 地域森林計画対象民有林
- 農地法、農業振興地域の整備に関する法律
- 農業振興地域（農用地区域）
- 都市計画法
- 市街化調整区域（市街化区域）以外全域
- 鳥獣保護管理法
- 鳥獣保護区
 - 特別史跡安土城跡 指定範囲

図 2-12 法規制（景観関係を除く）の区域



- 【凡例】 ●近江八幡市風景計画 ●東近江市景観計画
- 歴史文化風景計画区域
 - 歴史文化風景ゾーン ※歴史文化風景計画区域外
 - 歴史地区（町なみ型）
 - 歴史地区（田園型）
 - 歴史地区（一般型）
 - 特別史跡安土城跡
 - 水郷風景計画区域（自然地区(水面)）
 - 歴史文化風景ゾーン
 - 田園風景ゾーン
 - 特別史跡安土城跡 指定範囲
 - 東近江市景観計画
 - 朝鮮人街道沿道景観形成重点地区
 - 田園ゾーン
 - 屋外広告物条例 ※規制内容は市によって異なる
 - 第1種地域
 - 第2種地域
 - 第3種地域
 - 第4種地域
 - 特別地域

図 2-13 景観に関する法規制の区域

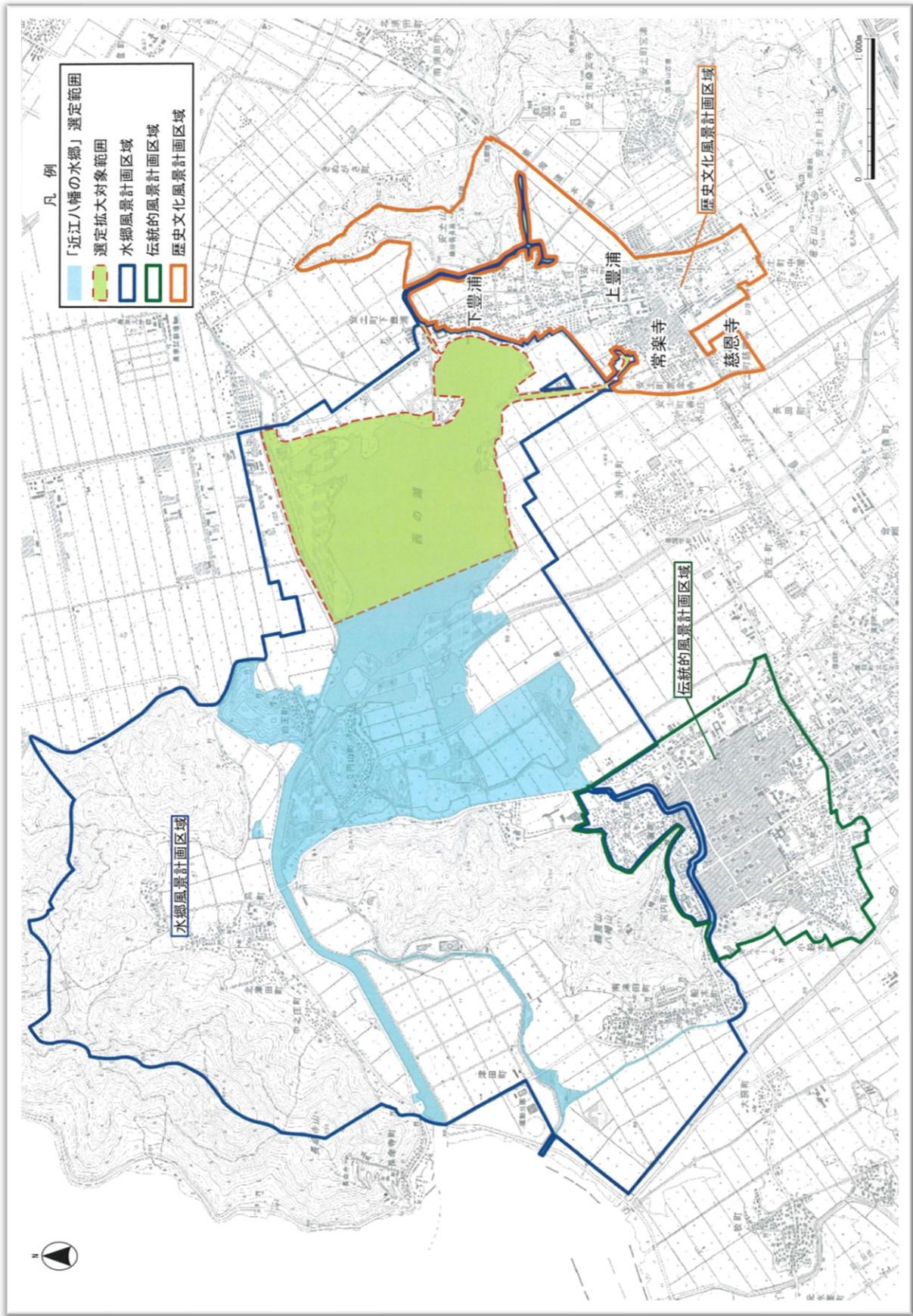


図 2-14 重要文化的景観選定範囲及び景観区域

番号	所在地	区域名	区域番号	指定回数	警戒区域		特別警戒区域		備考
					指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号	
12	蒲生郡安土町大字下豊浦、東近江市きぬがさ町	下豊浦5	I-4722	44次	平成22年3月17日	県告示第175号	平成22年3月17日	県告示第179号	東近江市と重複
13	蒲生郡安土町大字下豊浦	下豊浦1	I-4734	44次	平成22年3月17日	県告示第175号	平成22年3月17日	県告示第179号	
14	蒲生郡安土町大字下豊浦	下豊浦2	I-4735	44次	平成22年3月17日	県告示第175号	平成22年3月17日	県告示第179号	
15	蒲生郡安土町大字下豊浦	下豊浦3	I-4736	44次	平成22年3月17日	県告示第175号	平成22年3月17日	県告示第179号	
16	蒲生郡安土町大字下豊浦	下豊浦6	I-4827	44次	平成22年3月17日	県告示第175号	平成22年3月17日	県告示第179号	
18	蒲生郡安土町大字下豊浦	下豊浦7	I-4281	105次	令和2年11月20日	県告示第459号	令和2年11月20日	県告示第461号	

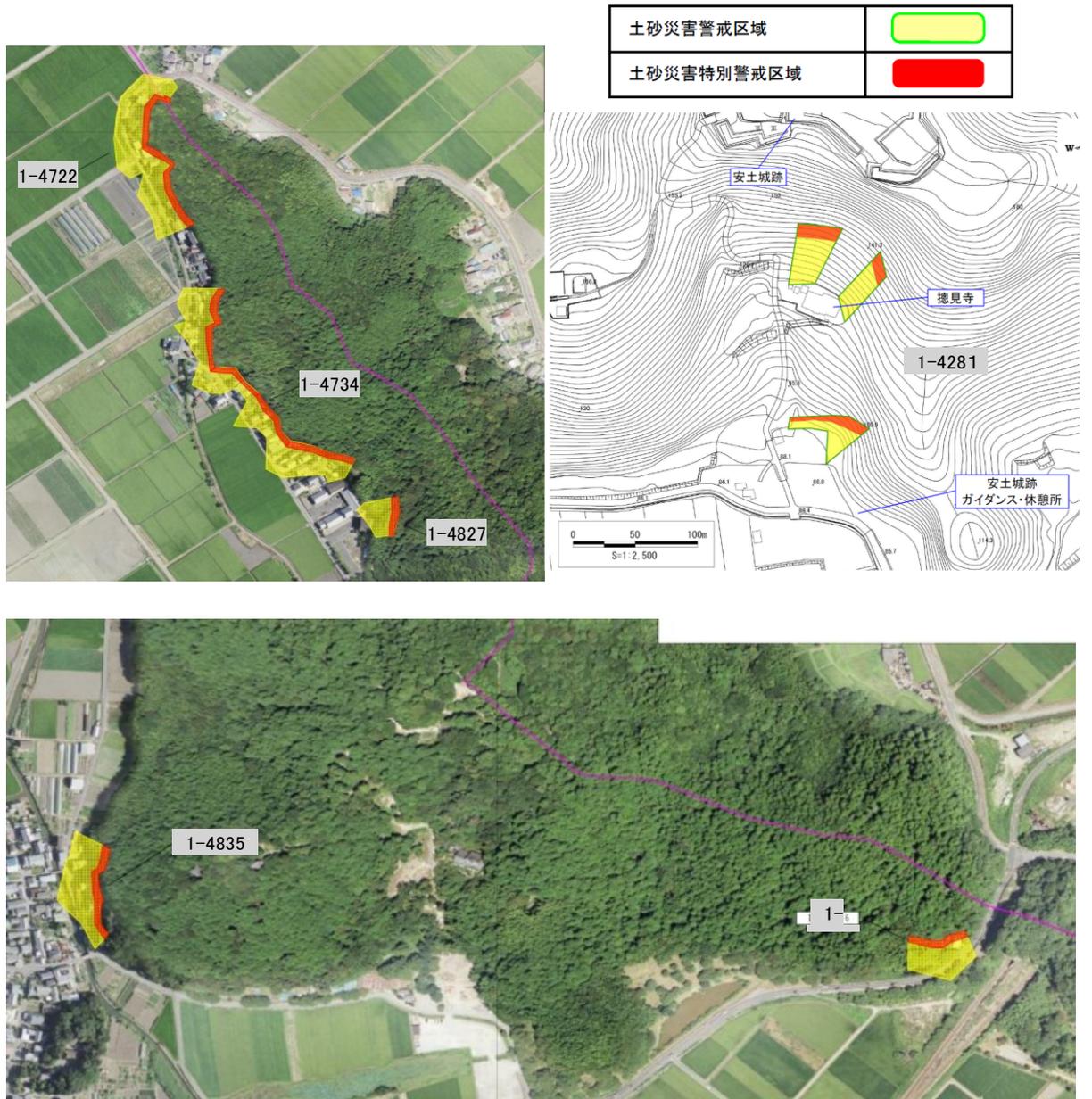


図 2-15 計画地内の土砂災害警戒区域・同特別警戒区域（近江八幡市）

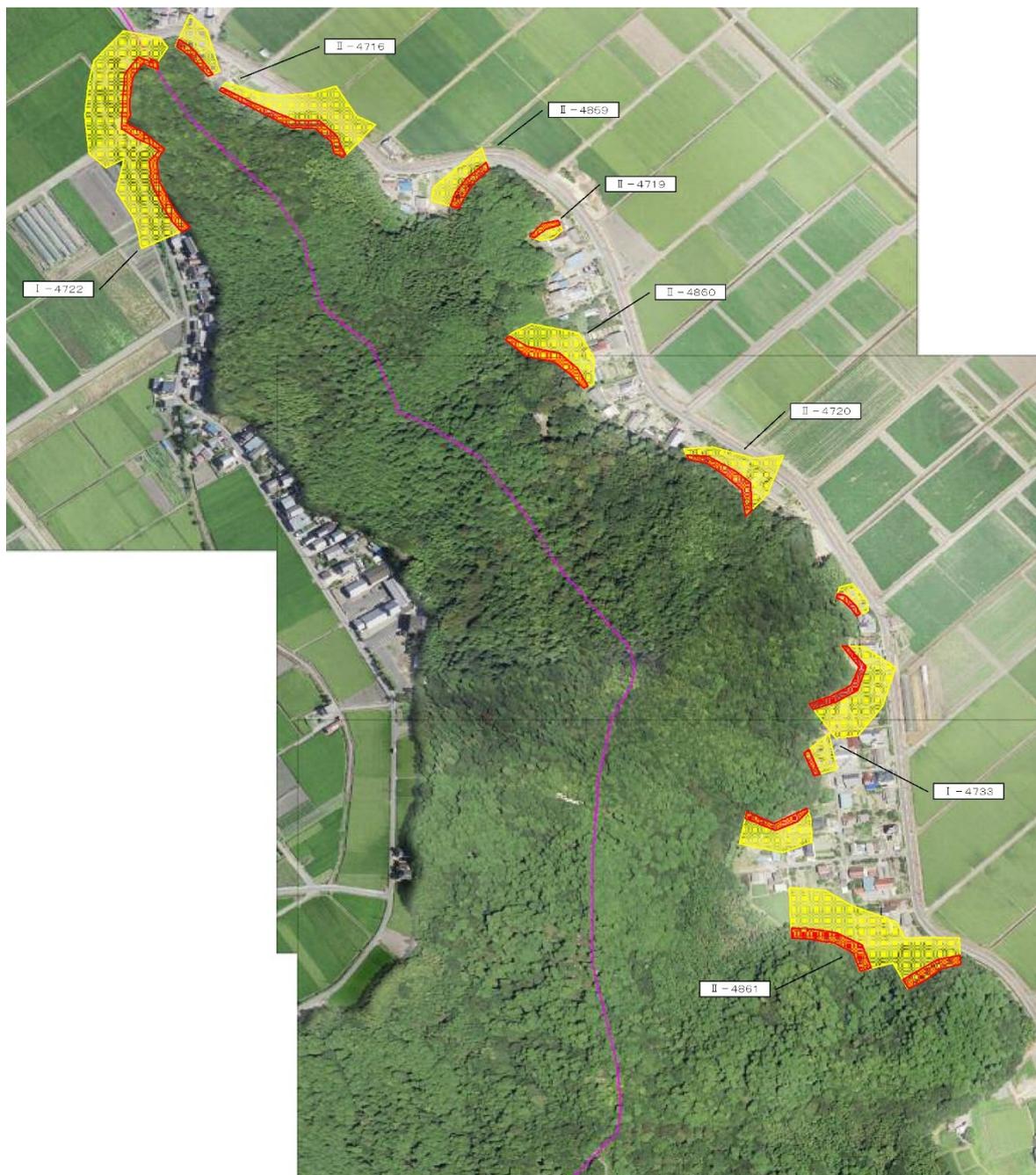


図 2-16 計画地内の土砂災害警戒区域・同特別警戒区域（東近江市）

(2) 関連計画

○県道2号 大津能登川長浜線(安土・能登川工区)バイパス道路整備計画について

安土城築城と城下町建設に伴って、かつて織田信長が設置した下街道(上洛道)は、現在も安土山の南面を東西に横切る道路、主要地方道大津能登川長浜線として利用されている。また、本線は都市計画道路の認定も受けており、現状の狭隘、屈曲、勾配等の交通上の問題点を解消するために、新たなバイパス道路の建設が平成7年から計画検討されてきた。計画の一部が特別史跡地内、追加指定予定地での道路改良ともなっており、地下遺構はもとより、史跡環境、景観にも配慮した計画検討が必要で、本線ルート等を含めた課題が山積であった。また、文化庁からは現道をバイパスとして史跡地外に移動させることによる史跡に対する利点を明確にし、史跡全体の活用計画を明確にする必要があるとの意見を受けて、県では『特別史跡安土城跡環境整備基本計画』(平成12年3月)を策定した。しかし、道路計画は一旦停止となり、整備計画の進展を見ることはなかった。その後、本道路は周辺の歴史・文化資源を生かした地域づくりを目的とした地域戦略プラン「東近江”水と緑がおりなす環境整備プラン”」に位置づけ直され、安土城跡などの歴史資源を生かした地域づくりを支援していくための道路事業として新たなバイパス計画が進められることとなり、現在は北腰越の東近江市側までの工事が完了し平成29年度に供用開始となった。残りの追加指定地を含む安土城跡前面部のバイパス計画については、引き続き本線ルートの決定および文化財保護の取り扱いについて検討中であり、本計画においても関連計画として位置づけ、周辺環境を含めて論じる。

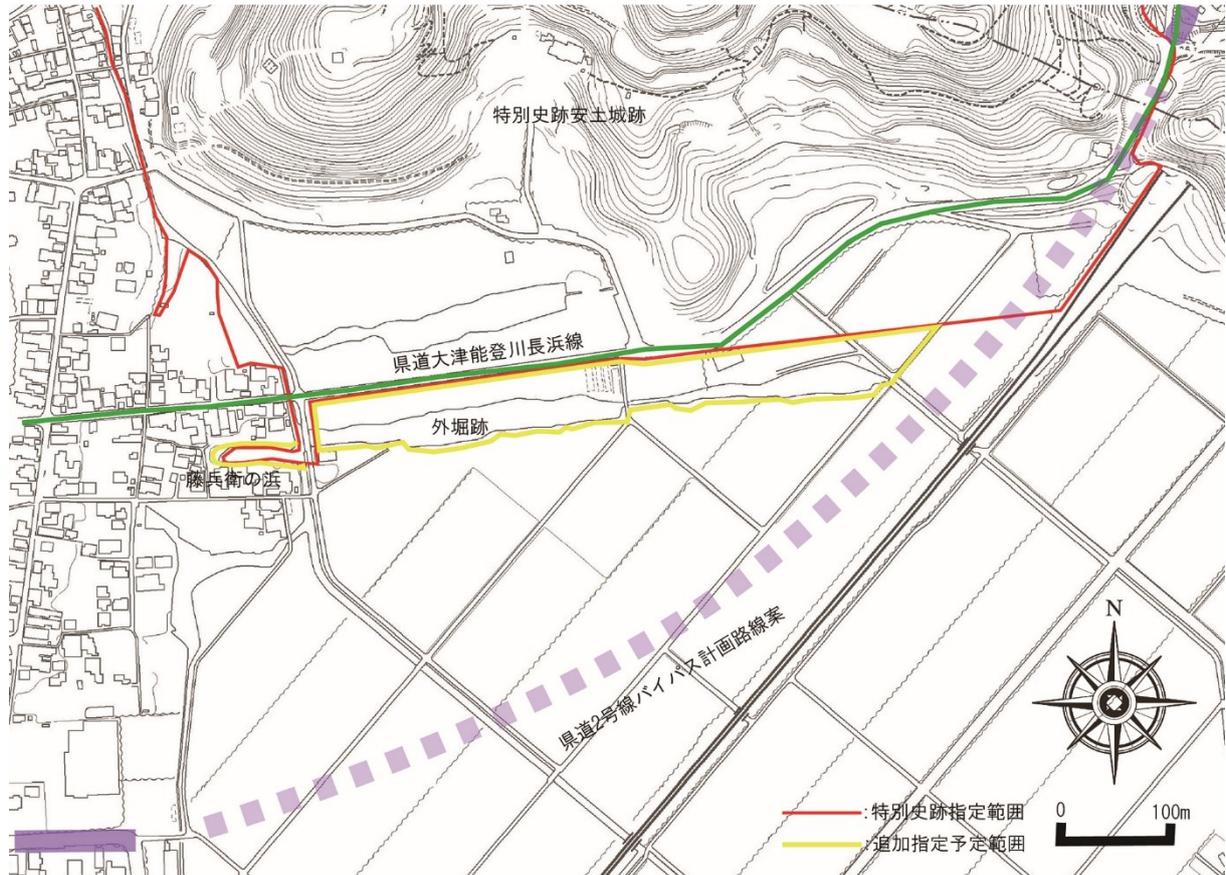


図 2-17 特別史跡安土城跡追加指定関係図